

## 平成30年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年6月13日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第2回奥多摩町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成30年6月13日（水）

午前10時00分 開議

会 期 平成30年6月12日～6月13日（2日間）

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問（10名）  1 高橋 邦男議員 2 原島 幸次議員 3 澤本 幹男議員 4 村木 征一議員 5 石田 芳英議員 6 木村 圭議員 7 小峰 陽一議員 8 清水 明議員 9 宮野 亨議員 10 大澤由香里議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	—	議員派遣について	決定
5	—	町長あいさつ	—

（午後3時33分 閉会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 10 名であります。これより通告順に行います。

初めに、8 番、高橋邦男議員。

〔8 番 高橋 邦男君 登壇〕

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

今回は 2 件質問させていただきます。

1 件目ですが、今後の神津島村との友好交流について質問します。

昨年、奥多摩町は、神津島村と交流の継続並びに友好の絆をさらに深めるため、友好交流協定を締結しました。

両町村のつながりは、昭和 20 年 7 月、太平洋戦争末期における神津島村から奥多摩町への集団疎開が始まりであります。健康な男子以外の子どもや婦女子、老人など 86 世帯、412 名の島民皆さんが当時の小河内村、氷川町、古里村に疎開されたと言われていました。その後、平成 10 年から神津島洋上セミナーや神津島ふれあい学級で子どもたちの交流が始まり、奥多摩ふれあいまつりでは観光協会の交流も行われています。

このたびの締結は終戦から 70 年以上が経過し、当時の記憶の風化やこれまでの経過を知る人も少なくなりつつある中、両町村の友好の絆をさらに深める意味において意義深いことだと思えます。この締結が両町村住民の友好交流を広める機会になればと願っています。

しかし、両町村間の交通手段は船と航空機であるため、時間と費用がかかるという問題があり、何か大きな目的やきっかけがないと行きづらい状況と言えます。両町村の友好交流を進めるためには、まず行き来しやすい環境を整えることが必要ではないでしょうか。

そこで、行政側に文化・郷土芸能やスポーツ団体などの交流の場を設定してほしいと思っています。例えば、奥多摩の獅子舞だとか、おはやしを神津島村で披露するとか、奥多摩で森林セラピーを体験していただくとか、郷土料理を紹介し合うなどが考えられます。あるいはスポーツの親善試合を行うことも可能ではないでしょうか。また、交通費の一部を補助する制度を制定していただければ行き来しやすくなると思います。

そこで、次の質問にお答えください。町では神津島村との友好交流に対してどのような考えやプランをお持ちですか。お聞かせください。

2件目の質問です。花の里づくり事業の推進を。この春、多くの観光客の皆さんが新緑を求め、奥多摩を訪れています。そして自分にとっても新緑は待ち遠しいものでした。私はこの奥多摩の山々の緑とともに、駅周辺や町の施設などの町並みの中にも草花や花木があればと思っています。

町には、花の里づくり事業という住民の協力のもと、生活道や遊歩道等に花木を植栽し、町民の郷土愛の醸成と来遊者への心の安らぎを与えることを目指し、実施されている事業があります。

しかし、ここ数年、申請件数が少なくなっているようであります。これは1つに維持管理の問題があると思います。維持管理はすべて申請者が行い、それに対する支援がありません。この事業が維持管理まで含めた支援事業になれば、住民皆さんの協力も得られやすいと思います。

また、この事業をある程度行政主体で行い、住民皆さんのボランティアを募る形にするとか、維持管理はシルバー人材センターや自治会などに委託することも考えてもよいのではないのでしょうか。

この事業が道路、遊歩道の沿道等にとどまらず、町の施設や駅周辺などにも草花や花木を植栽し、奥多摩が花いっぱいのみちと呼ばれるようになればと願っています。

そこで、次の質問にお答えください。この花の里づくり事業に対しての町の考えをお聞かせください。また、海沢農園委託のフラワーバンク事業についても教えてください。お願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、今後の神津島村との友好交流についてであります。町は、議員がおっしゃるように、昨年10月29日、町福祉会館において神津島村との友好交流に関する協定締結式を執り行いました。当日はあいにくの天候で、当初予定しておりました奥多摩ふれあいまつりでの式典は実施できませんでしたが、神津島村より浜川村長、松本議長を始め、両町村議会議員の皆様や関係者の皆様により無事に協定を結ぶことができ、式典後の祝賀会ではなごやかなムードの中で懇親を深めることができました。

その後、11月23日には、私を始め、議会からは正副議長、両常任委員長、議会運営委

員長の皆様にもご参加をいただき、神津島村において友好交流祝賀会が盛大に開催されました。この友好交流協定につきましては、議員が申されるように、今回の協定締結を契機に友好の絆を深め、今後新たな交流を具体的に進めていくこと目的としております。

このような中、町では企画財政課、観光産業課及び教育課の職員で構成するプロジェクトチームにおいて、神津島村との今後の友好交流についての検討を行ってまいりました。その中で両町村の住民や各種団体の住民の交流、奥多摩町ではワサビを中心に、そして神津島村では干物やアカイカの塩辛など特産物の交流なども検討してまいりました。住民の交流につきましては、距離的な問題や交通手段、そして天候の問題など、両町村において綿密なスケジュール調整を行う必要がございます。

ご質問の神津島村との友好交流に対してどのような考えやプランを持っているのかについてであります。町では旅行業法の第2種、国内ですべて旅行業を取り扱えるという取得をしている一般財団法人おくたま地域振興財団において交流事業を展開していく考えであり、第1弾として神津島村を訪れるプランを用意しております。この奥多摩町住民の神津島訪問プランにつきましては、今年度8月下旬と10月下旬以降の2回を予定しており、いずれも神津島に1泊2日のプランで、移動手段につきましては、奥多摩からマイクロバスで調布飛行場へ送迎し、19人乗りのプロペラ機で約45分間の飛行時間で神津島に到着する内容となっております。

夏のプランでは、海水浴満喫ツアーと題して、磯遊びや海水浴をメインに、秋のプランでは、花の百名山「天井山」トレッキングツアーと題して、神津島の名所を散策するプランとなっております。

また、神津島への交通手段を飛行機としている理由は、移動時間が短縮できることから参加しやすくなること、また、多くの住民がプロペラ機により離島に行くという経験がなく、その体験をしてほしいなどであります。

この夏、秋のプランは、プロペラ機の搭乗人員の関係や、神津島に「はとのす荘」のような大型宿泊施設もないことから、1回当たりの募集人員は14名を予定しております。

今回のプランの詳細については、神津島村と意見調整をするとともに、来年度は神津島村住民が奥多摩町を訪問するプランについても検討しており、引き続き意見調整をする予定であります。

また、奥多摩町、神津島村の住民の今後の交流事業を開始するに当たり、お互いの宿泊費や施設使用料など、参加者の負担を軽減し、交流しやすい環境をつくってまいりたいと考えております。

この夏、秋プランにつきましては、7月号の広報おくたまに掲載するとともに、あわせて参加者の募集も開始しますので、多くの住民に参加いただけるよう期待しているところでございます。

いずれにいたしましても神津島村との交流事業につきましては、第2次世界大戦の集団疎開を契機に縁で結ばれた絆でありますので、この縁と絆を末永く後世に引き継いでいけるよう、同じ価値観と世界観を共有しながら進めてまいりたいと思っております。

議員からは幾つかの提案がございましたけれども、まず隗より始めよということで、今申しあげました夏プランと秋プランを既に検討し、実施のための実踏もする予定でございます。残念ながら天候の関係で二、三日前に振興財団事務局長以下、実地踏査に行く予定でございましたけれども、行けませんので、また実地踏査しながらそれを確実に実行してまいりたいというふうに思っております。そのようにして一つひとつの問題から大きく輪を広げて、さらには大勢の人たちが交流できるようになればいいなというふうなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、花の里づくり事業の推進についてであります。この花の里づくり事業は、生活道及び遊歩道の沿道等に花木を植栽することで、美しい町づくりの形成とともに、住民の郷土愛の醸成や来訪者に安らぎを与えることを目的に実施をしております。

この事業の対象範囲は、自治会、または自治会が認めた団体等で、事業の実施主体は自治会及び団体が行い、苗木の購入に要する費用等を町が助成しているものであります。また、植栽予定地に支障木がある場合の補償費についても助成の対象とし、杉、ヒノキの場合は1本当たり1,500円を上限としております。

自治会等の役割としては、植栽予定地における所有者の合意、事業に参加いただく住民への合意形成などがあるほか、植栽後は花木の育成管理に努め、周辺環境を保全することなどが義務づけられております。

この事業は平成12年度に事業を開始してから18年が経過しますが、平成25年度から27年度までの3カ年は申請がありませんでした。現在までの事業実績は83団体、総植栽本数は約3万本、支障木の伐採本数3,700本、助成額の合計は3,977万円となっております。

ご質問の花の里づくり事業に対する町の考え方ですが、町といたしましては、引き続き花の里づくり事業を推進していく考えであります。多くの花木を植栽して、きれいな地域をつくっていききたいという気持ちはあっても、高齢化により、植栽後の管理ができないという事情もあり、既にこの事業により約3万本の花木が町内全域に植栽されてい

る現実もございますので、今後の管理を町としても考えていかなければならない時期に来ていると認識しております。

このため今後の植栽花木の管理につきましては、可能な限り植栽をした団体が健康づくりも目的として管理していただきたいと考えておりますが、場所によっては困難な場合は、議員が申されるように、第三者の支援も必要であるのではないかなというふうに感じております。

平成 30 年第 1 回定例会で、12 番、須崎眞議員からご提案いただきましたアダプト・ア・ロード事業について、現在その導入と事業の展開について検討しておりますので、これらボランティア団体に花木の管理をお願いする方法等もあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、フラワーバンク事業についてであります。この事業は町に自生する貴重な山野草の保護と美しい街づくりを推進するため、町が花の種や苗、球根などを貸し出し、借りた方は栽培して借りた分と余裕分を町に利子として返すというもので、治助芋も同様に、借りた種芋を栽培し、借りた分の倍返しをするというもので、いずれも貴重な種の保護と増加策として行っているものでございます。

このフラワーバンク事業につきましては、利用される方は町へ登録をしていただき、登録後、町から通帳が発行され、花の種等が貸し出されるもので、対象の範囲は町内在住の方で 1 種類を 1 袋、また、グループ、または事業所では 1 種類を 3 袋まで貸し出しております。

貸し出しの種類としては、イカリソウ、ホタルブクロ、ヤマユリ、ヤマオダマキ、フシグロセンノウなど、現在減少傾向にある貴重な山野草であり、借りる側は好きな種類を選択することができます。

この事業は、おくたま海沢ふれあい農園に苗の管理等を委託しておりますが、平成 22 年度から事業を開始し、平成 29 年度までの 8 年間の実績は、口座開設数が 10 件、貸し出し数が 242 件、返却数が 18 件となっております。貸し出し数に比べ返却数が少ないのは、天候不順等により育成できなかった、あるいは種類により育成技術が難しいなど、今後の検討課題もございますが、これら貴重な山野草を住民皆様の支援で増加させ、本来の森に帰すことがこの事業の目的であり、このフラワーバンク事業や花の里づくり事業は、何よりも住民と行政皆様との協働の代表的事業でありますので、今後もお互いに課題を出し合いながら、花の多い美しい町づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。答弁の中で、さっそく交流プロジェクトを立ち上げて、この8月と10月の下旬ですか、訪問プランを実施するというお話をいただきました。これを出発点として住民の交流の輪を広げていくという町の姿勢のほうもわかりました。

今、答弁を聞いていて1つ感じたことがあるんですが、この質問を出したのが約1カ月ぐらい前です。もう1カ月たちますけれども、そのときに自分もいろんな提案を、スポーツ団体だとか、文化団体だとか、そういうあれをどんどんやればいいんじゃないかというように思っていたんですけどね、やはり長いおつき合いをしていく中で、お互い負担になってはやっぱり元も子もないと。無理な交流は決してプラスにならないなというのをつくづく感じました。ですから今後、町の先ほどの考えのように、徐々にこの輪を広げていってほしいなというふうに思っています。

質問1つだけなんですけども、子どもたちの洋上セミナーでの交流ですね。先ほどの答弁の中でも余り触れられていなかったんですが、子どもの交流の状況、それから子どもが神津島との交流に対してどう受けとめているのか。やはり長いおつき合いをしていく中では、子どもたちへの投げかけも必要じゃないかなと思います。その辺教育課のほうだと思うんですけど、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 8番、高橋邦男議員の神津島における子どもたちの交流ということの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

教育課では、現在、神津島洋上セミナーを実施しておりまして、この事業につきましては、平成10年度から地域の将来を担う少年少女の育成を図るため、小学校の5年生、6年生、そして中学校1年生の児童・生徒を対象に行っている事業でございます。昨年度は8月7日から11日までの4泊5日で、小学生22名とボランティアスタッフ6名、事務局2名で実施する予定となっておりますが、台風の影響で船が欠航となってしまいましたので、中止となりました。今年度につきましては8月の5日から9日で予定をしております、現在参加者を募集しているという状況でございます。

この神津島洋上セミナーの内容でございますが、初日は奥多摩町を夕方に出発をいたします。そして夜、おおむね10時半ごろの竹芝栈橋を出発する船で神津島へ向かうという初日の予定でございます。そして次の日の朝9時ごろに神津島のほうへ到着しまして、海水浴や神津島の名産であります黒曜石を使ったストラップづくりを行う予定でございます。そして3日目と4日目につきましては、海水浴場が数カ所ありますので、その海水浴場へ



行き海水浴をするということですか、あるいは神津島の施設においてバーベキュー、または夜の花火大会などを神津島の小学生と合同で行うという予定としております。そして最終日には絵日記を書いていただいて、帰路につくというような行程となっているところでございます。

また、参加した子どもたちの感想ということでございますが、この事業は海外派遣事業のように、報告会等を設けておりません。体験した成果を発表するという場は設けておりませんが、参加した子どもたちには感想文を書いていただきまして、感想文集を作成して、その感想文集は関係者へ配布したりですとか、図書館へ備えつけております。

昨年度は中止ということになりましたので、平成 28 年度の実施に伴いまして作成した感想文の中からは、海がきれいだったことですか、飛び込み台から海へ飛び込んだ様子、あるいは神津島の子どもたちと一緒にやった花火大会やバーベキュー、そして神津島に住む生き物の観察などのことが記されておりました。また、最後に、参加した子どもたちのほぼ全員が友達ができたこと、また、また行ってみたいということですか、楽しい思い出ができたことなどの感想が記されておりました。

教育委員会としましては、今後もこのような少年少女の育成に努めてまいりたいと思っております。

また、もう一つ、今度神津島から奥多摩町へ児童・生徒が訪れていただくふれあい学級という事業を隔年でやっております。町の小学生と神津島の小学生の交流を図っているという事業でございます。

直近で開催したのが平成 28 年度ということですが、神津島から平成 29 年の 3 月 26 日と 27 日の 1 泊 2 日で小学生 15 名が奥多摩町に訪れまして、町の小学生 7 名と文化会館で開校式を行った後に、その後、日原のねねんぼうへ行きまして昼食をとった後に、本来でしたら溪流釣りを体験していただくという予定でしたが、当日はあいにくの降雪となったということもありまして、急遽鍾乳洞の見学と文化会館へ戻ってポッチャを行ったという事業を行っております。

神津島の子どもたちは、その日に町内の宿泊施設に泊りまして、2 日目はダム施設の見学と、ふれあい館での 3D シアターを見学して、昼食をとり、檜原村を經由して帰路についたというものでございます。

なお、神津島の小学生につきましては、奥多摩町に来ない年については平成 10 年から村同士の交流を行っている群馬県の渋川市小野上地区、旧の小野上村でございますが、そこを訪問しております。奥多摩町への受け入れ事業につきましては隔年で実施をしてお

りますので、次は来年の3月ごろを訪問していただくような予定でおるところでございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 高橋議員、よろしいでしょうか。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございました。以上で、終わりにいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、9番、原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） おはようございます。9番、原島ですが、1点質問させていただきます。

明日の奥多摩をつくる奥多摩創造プロジェクトに係る各事業の効果、あるいは成果及び今後の方針についてでございます。

第5期奥多摩町長期総合計画に基づく奥多摩創造プロジェクトは、少子化対策の推進と定住化対策の推進から構成されております。少子化対策事業の代表的な取り組みとしては、子育て支援事業の15項目であり、町内保育園の保育料の全額助成、小・中学校の給食費の全額助成、高校生までの医療費の全額助成、あるいは高校生の定期代の助成のほか、不妊検査や治療などの助成など、出産前から高校を卒業するまで手厚い子育て支援事業を推進しております。

また、定住化対策事業については、町営若者住宅の計画的な整備や、15年定住したら無償譲与される空家を活用した、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅のほか、この30年度からは新たに22年間定住したら無償で新築住宅を譲与する子育て応援住宅事業がスタートするなど、全国的にも例を見ない画期的な施策を推進しております。

私が住んでいる長畑地域にも、この3月から空家を活用した若者定住応援住宅に5人家族の方が入居されております。このような事業を一体的に進めることで若者定住化につながり、あるいは治安や防災力を高めると同時に、消防団員の確保を始め、地域のコミュニティが図れ、さらには地域の活力を取り戻すことができます。

昨年7月、当町議会の管外視察研修で佐渡市へ全議員が訪問した際、職員の方から、奥多摩町のいなか暮らし支援住宅事業を参考に、若者定住化対策事業を立ち上げたとのことでした。

当町の住民の方からは、子育て支援事業が若者の定住化に及ぼす効果や定住化対策事業の成果がどうなっているのでしょうか、あるいは町の担当者は、各事業をどのように評価

し、今後の事業につなげていくのかという声も聞きます。

そこで次の2点について伺いいたします。

1点目ですが、子育て支援事業の15項目が若者定住化に及ぼす効果について。

2番目に、若者定住化対策事業の具体的な成果と今後の方針についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の明日の奥多摩をつくる奥多摩創造プロジェクトに係る各事業の効果、あるいは成果及び今後の方針についての一般質問にお答えを申し上げます。

奥多摩町のまちづくりは、平成27年4月からスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画に基づき、各施策を推進しているところであります。この計画期間は平成27年度から平成36年度までの10カ年計画となっております。

この計画期間中の最大の課題は、過疎化における人口減少と高齢化に歯止めをかけることであり、そのための最大の対策は少子化対策と定住化対策であります。少子化対策と定住化対策の推進は、高齢化対策や地域コミュニティの活性化につながるものであり、高齢化率が高く、地域コミュニティが低下しつつある地域が増加している町においては、重点的にこの2事業を行うことが必要であり、「まち ひと しごと総合戦略」においても最重要課題として位置づけております。

この少子化対策と定住化対策は、それぞれ異なったものではなく、町が将来にわたって安定的なまちづくりを推進するために一体的に推進することが必要なことから、町では第5期長期総合計画期間内において生涯を健康で安心して暮らせるまち 多くの人々が住みたい 住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、先導的な役割を果たす戦略的な取り組みとして、明日の奥多摩をつくる奥多摩創造プロジェクトを定め、少子化対策と定住化対策を積極的に進めております。

少子化対策事業である子ども・子育て支援推進事業の15項目では、不妊検査・不妊治療等の助成、保育料の全額助成、小・中学校の給食費の全額助成、高校生までの医療費の全額助成、高校生までの通学定期の助成、保育園入園、小・中学校入学、高校進学時に助成金を交付するほか、今年度からは新たに高校卒業時に助成金を交付し、出会い、出産、子育てから高校卒業まで切れ目のない支援を子育て家庭に行っております。

また、定住化対策においても町営若者住宅の整備、空家を活用した、いなか暮らし支援

住宅や若者定住応援住宅、空家バンク事業、分譲地事業等を積極的に推進するほか、新築やリフォームにおいては最大 200 万円の助成金や利子補給を最大 90 万円助成するなど、積極的に事業を推進してまいりました。

このように少子化対策と定住化対策事業を一体的に推進することにより、効果的に少子高齢化対策が図られております。

ご質問の子育て支援事業の 15 項目が若者の定住化に及ぼす効果についてであります。町では奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を平成 20 年 3 月に制定をいたしました。この条例は、急速な少子化並びに家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、安全で安心な子育て支援を推進するに当たり基本理念を定め、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、この条例の目的を実現するため、奥多摩町子ども・子育て支援推進事業助成金等交付要綱を平成 20 年 3 月に制定し、現在の 15 項目の基本となる子育て支援事業がスタートして、今年で 10 年目となります。

この子育て支援事業は、先ほどもご説明申し上げましたが、全国でも類を見ないほど充実した子育て支援策として、日本一の子育て支援策であると自負しており、町内の子育て家庭の転出抑制や町外からの子育て家庭の転入を見込んでいるものであります。

しかしながら、事業がスタートした当初は、町内在住の子育て家庭の転出抑制は図れたものの、子育て家庭の転入者は期待するほど増加することがありませんでした。これは子育て支援事業が町外に認知されていないこと、子育て家庭の受け皿となる住宅等がないことが要因でありました。

こうした課題を踏まえ、第 4 期長期総合計画期間中に行政改革の推進や都営水道の一元化を実行し、将来的な財政負担の軽減を図り、新たに町営若者住宅の建設や分譲地の整備、空家バンク等を整備し、住みたい方が住むことができるまちづくりを推進してまいりました。

平成 27 年度からは第 5 期長期総合計画がスタートし、重点プロジェクトとして位置づけている奥多摩創造プロジェクトでは、少子化対策と定住化対策を柱に、町営若者住宅や新たに空家を活用した、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅等を推進してまいりました。

これらの事業は、全国でも先進的な取り組みであることから、報道機関にも好意的に取り上げられた結果、奥多摩町の自然環境や子育て支援に魅力を感じて奥多摩町に移住・定住したいという方が増加をいたしました。

平成 30 年 5 月末現在では 292 世帯、延べ 990 名の方が奥多摩に暮らしたい人登録バンクに登録し、奥多摩の物件を探している状況であります。

このように現在では子育て支援と定住支援が連携し、子育て家庭が増加し、昭和 30 年の合併以来、毎年、前年度より減少していた年少人口が平成 29 年 4 月から前年度を上回りました。同様に、児童・生徒も平成 29 年度に 10 人、平成 30 年度には 3 名の増加が見られたところでございます。

また、この 6 月 1 日現在では、町が管理する住宅では入居率がほぼ 100%となっており、子育て支援策が定住化に大きな効果があったと考えております。

次に、若者の定住化対策事業の具体的な成果と今後の方針であります。平成 28 年 4 月に若者定住化対策室を新たに設置し、町の重点課題である少子高齢化の解消に向け、各課と連携し、各種事業を行っているところでございます。

主要事業としては、町営若者住宅の計画的な整備、分譲地の整備、空家を活用した、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅、空家バンク事業などです。

これらの事業の具体的な成果としては、平成 30 年 5 月 1 日現在では、町営若者住宅に 41 世帯 149 人、分譲地には 18 世帯 65 人、いなか暮らし支援住宅等には 6 世帯 30 人、空家バンク等に 16 世帯 37 人、災害対策用職員住宅等に 15 世帯 34 人、町営住宅に 22 世帯 47 人、公営住宅には 43 世帯 88 人が入居しており、合計で 161 世帯 450 人となっており、その内訳は、年少人口が 147 人、生産年齢人口が 253 人、老年人口が 50 人と、町の人口の 8.6%を占めており、年少人口においては 40.4%が転居者、あるいは転入者であります。また、形態別に見ますと、町内転居 84 世帯 229 人、Uターン世帯 14 世帯 49 人、Iターン世帯 63 世帯 172 人となっております。

定住化対策事業を実施していなければ、本年 5 月 1 日現在の人口は 5,241 人から 4,791 人になり、年少人口は 364 人から 217 人に、生産年齢人口は 2,306 人から 2,053 人に、老年人口は 2,571 人から 2,521 人になっております。

現在の年齢 3 区分の人口割合は、年少人口 6.9%、生産年齢人口が 44.0%、老年人口が 49.1%であります。定住対策事業を実施していなければ、年少人口は 4.5%、生産年齢人口は 42.9%、老年人口は 52.6%となり、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加するという結果になるものでございます。これを 100 人単位で見ると、年少人口は 7 人から 4 人に、生産年齢人口が 44 人から 43 人に、老年人口が 49 人から 53 人ということになります。

このように定住化対策事業を行うことにより少子高齢化の進行を鈍化させていることが

数値にもあらわれており、定住化対策事業の推進は、過疎化と少子高齢化が進行している町にとっては、必要不可欠な大変重要な事業であるというふうに考えております。

また、若者定住化対策事業の目標は、町営若者住宅や分譲地を整備するだけでなく、長期総合計画の目標人口達成することであり、この目標人口を達成することにより、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくり「住みたい・住み続けたい」を実現するものであります。

冒頭にお話をさせていただきましたが、町の重点課題は、人口減少と高齢化対策であります。この定住化対策は人口減少対策であり、高齢化対策であり、これらの事業を推進しなければ地域活力の低下を初め、地域の防犯・防災に対する対応力の低下、後継者不足による地域の伝統文化の継承、観光産業の衰退、学校の統合問題など、あらゆる課題が発生してまいります。

このようなことから少子高齢化を解消するためには、引き続き少子化対策と定住化対策を推進することが重要であるというふうに考えております。この事業は継続して行わなければ効果がないことから、持続可能な範囲で計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の方針であります。第5期長期総合計画の目標人口を達成するためには、今後も奥多摩創造プロジェクトを推進し、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいり所存でございます。

今後の方針としては、10年後、20年後、奥多摩町に住むすべての住民や奥多摩町で暮らしたいと思うすべての方が幸せに暮らせるようにするためには、高齢者や地域を支える若い方の力が必要となることから、次の事業を重点的に行ってまいります。

1として、15項目の子育て支援事業の継続、2として、町営若者住宅の計画的な整備、3として、町営若者住宅などの入居者の受け皿としての分譲地の整備、4として、空家等を活用した住居等の整備、5として、地域住民の皆さんの協力をいただくための普及啓発を行ってまいります。

これら事業を行うには、住民皆様のご理解、ご協力がないと効果的に事業が進まないことから、この6月18日から7月20日まで、若者定住化対策室長、福祉保健課長、地域整備課長がすべての自治会に出向き、町の現状、少子高齢化対策事業の必要性や効果などについて少子高齢化・定住化対策意見交換会を実施し、住民皆さんに丁寧に説明し、引き続き町へのご理解とご支援をお願いしてまいりたいと考えております。

このようなことを積み上げることにより、若者世代が高齢世帯を支え、高齢者自身も子

育て世帯を支援し、お互いが地域の中で尊重し合うことで、地域で支え合うまちづくりが実現し、住民皆様が生涯を健康で、安心して暮らせるまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりができるものと考えております。

今申し上げましたように、この子育て支援事業、あるいは若者住宅、あるいはいなか暮らし支援住宅等、この3年間、また、子育て支援については約5年間にわたって進めてまいりましたけれども、住民の皆様方の中にはいろんな意見がございます。また、それも私自身に届いております。その1つが若者だけに何で優遇するんだという部分がございます。それはいろんな会合において私自身がお話をしているんですけども、今の我々のこの町をつくっていただいた高齢者の皆さんを健康で長生きして、安全で安心して住んでいただくためには、今49.1%の高齢化率がそのままであれば、さらに50%、60%に進んでしまう。そういう点で、今、若者に住んでいただいて、地域の安心・安全を守ってもらう、また、消防団に加入していただき、安全・安心を守っていただく、そういうことをするために今一番重点にする、それが子育て支援であり、若者住宅をつくることによってIターン、Uターン、あるいは町の中で一生懸命子育てをしていただくということが重要であるということを盛んにお話をしてまいりましたが、なかなか理解が得られないという状況もあることも事実でございます。

そういう点で、先ほどお話ししましたように、関係課長がその地域に出向いて、いろんな意見を聞きながら、なぜ町がそれを推進しているんだということを丁寧に説明をし、理解していただくことが必要ではないかなということで実施をさせていただく予定でございます。

いずれにいたしましてもいろんな新しいことをやれば、いろんな意見が出てくるということは百も承知しておりますし、それももつともだと思えますけれども、町にとって何が今一番必要なのか、将来、町においてどういうことをすることが大事なのかということをもう一回住民皆さん、議員の皆さんに理解をしていただきたいということで説明会を開催させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 原島幸次議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（原島 幸次君） ご丁寧な答弁大変ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、当町は全国的にも類を見ない15項目の子育て支援事業を推進しており、着実に成果が上がっているように見られます。急激な若者の増加は無理と思いますが、先般6月にも実行したように、福祉会館で行った説明会にも55組だかの方が来たと。非常に盛会裏に、テレビ局なんかも来てPRになった、また住みたいという

人も出てきています。さらに若者定住化を図られるよう、町当局のご尽力をお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 答弁はよろしいですか。

○9番（原島 幸次君） 結構でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） それでは、1点、老人クラブについてお伺いをさせていただきます。

奥多摩町には老人クラブが今年の3月まで17クラブありましたが、この4月の総会で2クラブが解散となり、今では15クラブとなりました。奥多摩町の現在の高齢化率は49%であり、高齢者が多ければ老人クラブの会員数も多くなるかなと思っておりましたが、クラブの減少となり、残念です。

地区単位の老人クラブはそれぞれにクラブ名を決めてさまざまな活動をしており、さまざまな行事をすることで、心と体の健康維持に役立っていて、クラブは違っても会の目標は親睦で会員が元気で長生きをすることです。老人クラブの役割は非常に大きいと思えます。

各自治会では民生児童委員の方とともに、高齢者、特に独居老人の見守り等を行っていますが、町の第5期長期総合計画の高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりの中で、老人クラブへの活動支援をすることになっています。各クラブへの補助金は一律27万3,600円です。現在、各クラブは会員増強に取り組んでいますが、苦勞しているクラブもあります。各クラブの目的と町の計画も一致しております。これからの老人クラブについてどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。



○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の老人クラブについての一般質問にお答え申し上げます。

初めに、老人クラブとは、おおむね 60 歳以上の高齢者が身近な地域を基盤として、自主的に参加・運営する組織で、会員同士の親睦や健康づくり、地域貢献など、老人福祉の増進を目的として活動を行っております。

平成 27 年 3 月末日現在では、全国に約 10 万 5,000 のクラブがあり、会員数は約 600 万人いると言われております。各市区町村、都道府県、政令指定都市ごとに連合会が組織され、全国統一の組織として全国老人クラブ連合会があります。

老人クラブが全国的に組織されたのは、戦後の高度経済成長期で、昭和 25 年以降、全国各地の社会福祉協議会において老人クラブづくりが進められ、昭和 37 年に全国老人クラブ連合会が設立され、翌年から国の助成制度が始まっております。

町では氷川地区を中心とした有志が参加して、昭和 35 年 4 月に喜楽会が設立されて以降、昭和 54 年 4 月の長畑会まで 17 の単位老人クラブが設立されております。喜楽会設立後、10 年経過した昭和 45 年 4 月には町老人クラブ連合会が設立され、昭和 55 年には老人クラブ結成 20 周年記念誌が発行されておりますが、その資料には、昭和 55 年 10 月 1 日現在、17 の単位老人クラブに 1,130 人の会員がいると記されております。その後、平成 4 年には、これまで川井とともに活動していた梅沢が独立し、クラブ数が 18 となり、さらに平成 10 年には小丹波とともに活動していた丹三郎が独立し、19 クラブとなり、会員数も 1,200 名まで増加しております。

これ以降、平成 17 年度まで 19 クラブが活動しておりましたが、平成 17 年度末をもって南氷川、長畑の 2 クラブが解散し、17 クラブとなり、会員数も 981 人と 1,000 人を割り込んでおります。平成 19 年度末には海沢も解散し、16 クラブ 923 人となり、平成 22 年度には原・川野も解散し、その結果、15 クラブ 761 人まで減少しております。

こうした中、平成 25 年 4 月には、南氷川地区に新たに南氷川シニアクラブが設立され、平成 28 年 11 月には海沢地区にフレッシュ海沢が発足するなど、17 クラブまで回復をしております。しかし、議員ご指摘のとおり、平成 29 年度末をもって丹三郎と常磐地区の老人クラブが解散し、現在では 15 クラブとなっております。会員数もこの 2 つのクラブを除くと、この 3 月末現在で 596 人となり、ピーク時の約半数まで減少しております。

こうした傾向は近隣の町村でも同様で、クラブ数や会員数が減少しているのは全国的な

ものであるということで、解散の理由をお聞きしたところ、いずれのクラブも会員皆様の高齢化が深刻になり、これまで長年にわたり先頭に立って活動されていた会長さんが退任した後を引き継ぐ方がいない、役員のみ手がないという理由を挙げておられました。

こうした状況を実際の高齢者数に当てはめてみますと、当町では人口が減っている中でも 65 歳以上の高齢者人口は増えており、平成 2 年に 1,828 人であった 65 歳以上の高齢者が 25 年たった平成 27 年には 696 人増加の 2,524 人と 38%伸びております。

一方、老人クラブの会員数は、平成 2 年には 17 クラブで 1,165 名だったものが平成 27 年には 16 クラブで 686 名と 41%減っており、高齢者数が増えているにもかかわらず、老人クラブの会員数は減っているということになります。

この背景にはさまざまな状況が考えられますが、1 つには老人クラブの対象とされているおおむね 60 歳前後以上の高齢者という定義自体が今日の時代に合っていないことがあるのではないかと思います。

平成 29 年 1 月 5 日に日本老年学会が高齢者の定義を 65 歳以上から 75 歳以上に引き上げ、それより若い人たちは就労やボランティアなどの社会参加を促すべきという提言を発表し、話題になりましたが、実際に 60 歳で定年退職してもほとんどの人が何らかの形で働き続ける時代であり、公的年金の受給年齢が原則 65 歳からとなっていることから、現実的に退職後も就労する必要があると言えます。そのために現役世代と同じように会社等で活躍しているうちは、老人クラブに加入して老後を楽しむという発想にはなりにくいのではないかと思います。

また、インターネット等の普及により、自らサークル活動や趣味や仲間づくりが容易にできるようになったこと、趣味やスポーツ活動でも気の合った友達同士で気軽に出かけるライフスタイルが増えてきたことなどにより、全国的にも老人クラブの会員数が減少していると言われております。

このような状況から、町の老人クラブにおいてもなかなか新入会員が増えないため、会員の高齢化が進んでいることから、役員のみ手がいなくなり、運営に苦慮しているクラブも少なからずあると聞いております。

議員が申されたとおり、老人クラブの存在は、町の高齢者施策にとって重要なものであり、今後も必要であると考えておりますが、個人個人の考え方には多様なものがありますので、一律に老人クラブへの加入を求めても直ちに会員が増えるものではないと思います。

町では老人クラブ連合会に年額 60 万 5,529 円、各単位クラブには一律に年額 27 万 3,600 円、合計で 525 万 6,729 円の補助金を交付して、老人クラブ及び連合会の運営を財

政面で支援しており、連合会の運営については社会福祉協議会が事務局として関わっておりますが、各単位老人クラブの運営については加入している会員皆さんが行うことですので、町の直接的な運営支援については困難であるというふうに理解をしております。

その上で、この6月17日の日曜日、福祉会館において、みんなで助け合う地域づくりフォーラムを開催し、子どもから高齢者までお互いに気づき合い、みんなで助け合う地域を自分たちの手でつくっていきこうという新しい取り組みを始めることとしております。この取り組みを通じて、子どもでも、高齢者でも、若者でも、男性でも、女性でも、それぞれが自分のできる範囲で、だれか近くで困っている方を助け、また、ご近所の方に助けられることによって住みなれた地域で暮らし続けられるようにしていきたいと考えております。その上で、地域の中で、また、町全体でつながりが生まれることで自治会での活動や世代間の交流が進み、年齢に応じた役割をそれぞれが担うことで老人クラブの存在価値が高まり、会員数やクラブ数が増加してくれることを期待しているところでございます。

議員からご質問があり、また、ご答弁をさせていただきましたように、いろんなそのときの流れといたしますか、時流の中で、今いろんな問題を抱えているのかなということ、一番大きく私自身が感じているのは、役員のなり手がいない、あるいは年金の受給が60から65歳になる過渡期である、あるいは高齢者の定義も働き方改革等々含めていろんな議論がされております。確かに過去の同年代と私たちを比較してみますと、今の60から70、80前の人たちは非常にお元気です。そういう点で、老人クラブという名称を含めてなじまない部分も多少あったりして、という部分で新しい派生として南氷川では、ある人が先頭に立って南氷川高齢シニアクラブという新しい名称を使いながら多くの人の賛同を得て設立をしたという状況でございます。それ以前は、なかなか役員が見つからず、また、その役員を見つけるリーダーも存在せず、ある一定のところ、そういうリーダーができることによって、新しい視点からクラブが生まれるということもあるのではないかなというふうに思います。

特に、私は非常に興味を持っているのは、南氷川でつくったリーダー、または新しい名称をつくっていただいたリーダーの方のリーダーシップ、それによって次の人につないでいく。自分が会長になった後、だれもいないから解散すればいいよということではなくて、会長なりリーダーになったときに、次のリーダーが出てくるようなこともつくっていくということも大切なことなのかなというふうに思います。

そういう意味では、今それぞれのクラブで継続している部分というのはお互いにうまく流れをつくりながら、そういうリーダーがいるということではないかなというふうに思い

ます。したがって、その地域のいろんな意味でのリーダーというのは必要なんではないかなというふうに思います。

まして国、あるいは町が公費を投入して、それを支援しているわけですから、それを有効的に使っていくということももう一方では必要ではないかなと。それからもう一方では、そのことにより健康の問題、それから健康長寿の問題等も一緒になってクラブで考えていただきながら、どういう活動をするかということも非常に大きなこれから問題に、あるいは問題提起をしながら、地域の皆さんが健康で長生きをするために老人クラブが必要だということ認識していただくことが大切ではないかなというふうに私は思っております。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） 再質問はございません。ご答弁ありがとうございます。ご指摘のとおり、老人という名称を使うことも考えたり、いろんなことを考える時期に来ているのかなと。年齢も老人という見方も変えるという国のほうの話もあります。奥多摩の長期総合計画に基づいて、ぜひ知恵のほうもぜひいろんなことでアドバイスしていただければいいかなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） 10番、村木です。

それでは、本定例会に1件の一般質問を行います。件名は下水道事業の完成と水洗率接続済みについてであります。

下水道事業は、小河内処理区、奥多摩処理区、浄化槽整備区域の3地区の整備をし、平成27年度で整備が完了しております。総事業費は約119億9,000万円という膨大な経費を費やして完成いたしました。水洗率は小河内処理区で99.5%、奥多摩処理区で75.9%となっており、特に、奥多摩処理区では4世帯に1世帯は未接続となっております。未接続の阻害要因は経済的困難が一番の原因と言われておりますが、接続するために指定工事店に見積もりをとったところ、余りにも工事費が高くなるなどの理由で接続に二の足を踏んでいる世帯も多いようでございます。

町では水洗便所の普及促進と環境衛生の向上を図ることを目的に、水洗便所等改造資金助成制度が設けられておりますけれども、補助金の交付は生保の扶助を受けている方、または町民税が非課税で、資金の調達が困難であると町長が認める方に交付され、50万円を限度にその2分の1が支給されます。また、融資をあっせんして利子補給を行う制度も

ございます。

未接続の家庭にはさまざまな理由がありますが、多額の財源を投資して完成させた下水道事業ですので、一世帯でも多くの家庭の皆さんが接続されるよう、将来における課題などを洗い出し、住民になぜ排水設備が必要なのかを再度確認してもらうことが必要でございます。そして下水道への一人でも多くの接続について対策を図っていただきたいと思いますが、今後どのようにして接続家庭の増加に対応していくのか、町長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10 番、村木征一議員の下水道事業の完成と水洗率についての一般質問にお答え申し上げます。

奥多摩町の下水道事業は、東京都民の貴重な水道水源の水質保全対策及び生活環境の向上を目的に、特定環境保全公共下水道事業計画に基づき整備を行い、工事期間 10 カ年を要して平成 27 年度に整備が完了し、平成 28 年 6 月 1 日には町内全域において供用開始となりました。

公共下水道が供用開始された場合、下水道法第 10 条により、土地所有者及び建築物の所有者は、下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を遅滞なく設置しなければならないとされており、さらに下水道法第 11 条の 3 では、供用開始から 3 年以内にトイレを水洗化しなければならないとされております。

このようなことから町では、奥多摩町下水道条例第 31 条の規定に基づき、奥多摩町水洗便所等改造資金助成制度を創設し、資金調達が困難な方等を対象に補助金の交付を行い、水洗便所の普及促進と環境衛生の向上に努めるとともに、町の広報紙に下水道接続のお願いを掲載し、また、ふれあいまつりでは下水道ブースを設けて、下水道の役割や重要性などの周知 PR に努めてまいりました。

また、平成 25 年度より川井地区から供用開始された地区ごとに担当職員が未接続世帯を戸別訪問し、下水道の意義や法的義務、または下水道に接続すると、くみ取りや臭気等の心配のない快適な生活を送れるようになること、あるいは下水道に接続することで家屋の資産価値が高まること等を丁寧に説明するとともに、接続の際の工事費につきましては、それぞれの家庭で状況が異なりますので、奥多摩町指定工事店 47 社の中から数社の見積もりを取り、比較検討していただくことを勧めてまいりました。

また、未接続世帯の多くは高齢者のひとり世帯が多く、子どもたちが町外に世帯を持ち、

町から転出して同居するように言われているが、住みなれた奥多摩町で暮らし続けたい、また、家屋についても相続する者がいないなどの理由が多く、これらの事例は、当町だけではなく、人口減少が続く西多摩地域全体の課題ともなっております。

平成 30 年 5 月 1 日現在の町の接続率につきましては、小河内処理区が 99.5%、奥多摩処理区が 78.2%となっておりますが、下水道は多額の財源と時間を要して整備を行った社会資本事業でありますので、今後もさらなる接続率の向上に向け、未接続世帯の方が気軽に相談できる体制づくりや、従来の戸別訪問を引き続き行っていく一方で、一度訪問した世帯の状況変化に対応するための再訪問を行うなど、丁寧な説明と対応を図ってまいりたいと思います。

村木議員からご質問がありましたように、多額の経費をかけた下水道でございますので、全く私自身は同意見でございます。小河内につきましては平成 10 年に既に完了し、ほとんどの家庭が接続終わっております。平成 16 年から始めました川井からの下水道につきましても全体の事業が完了したわけでございますけれども、まだ接続率が少ないということで大変苦慮しているところでございます。

下水道法では 3 年以内に接続するというところでございまして、今回の 10 年計画の中では、もう一方では市町村設置型合併浄化槽と、それから下水道を併用して建設をいたしました。そういう点で、今、実際に 3 年以上たっているところを具体的に洗い出してみますと、市町村設置型合併浄化槽、合併浄化槽を使っている世帯が接続をまだしていないというのが相当数見受けられます。これはある意味ではまだ町がいろんな意味で説明している部分が足りないのではないかなと。片方では、合併浄化槽もそうでございますけれども、1 年に数回にわたって汚泥をくみ取るということが起こりますので、接続して下水道料金を払うほうが安いんですけれども、実際には合併浄化槽のほうがまだ安く済むという概念を持っている人たちがいるのではないかなということで、ここで今全体の未接続の個々の状況を洗い出しをしているところでございます。

具体的に申し上げますと、もう 10 年たちますけれども、川井でまだ 22 世帯ぐらい未接続があります。これが一向に進んでいないというのは、もう個々の問題、さっき申しあげました老人世帯であるのか、あるいは合併浄化槽を使っているのか、あるいは将来的に相続をしていく人たちがいないのか等々も含めて、もっときめ細かに職員が対応する必要があるというふうに私は考えております。したがって、そういうことを重ねながらこの接続率を向上させていきたい、いく必要があるというふうに思っております。

それはなぜなのかということでございますけれども、大きな建設経費をかけて実際には

下水道料金を今徴収させていただいておりますけれども、下水道料金だけでは今の下水道施設の維持管理費が賄えません。したがって、一般財源から年間1億円近いお金を投入して、その維持管理をしているわけでございますけれども、それを少しでも少なくしていくためには、接続をして下水道料金を払っていただくということが必要であります。

もう一方では、し尿くみ取りをしている部分がございますけれども、このし尿くみ取りについても3年以上たつと有料になります。この辺の認識の違いというのが住民の皆さんの中ではまだきちっと整理をされていないというふうに私は考えておりますので、今データ等をつくらせながら、職員がやるべきこと、やらなければいけないこと等を含めて、今後指導してまいり、普及率を高めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 村木征一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10番（村木 征一君） 再質問はございません。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、10番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 私からは1項目、東京2020オリ・パラに向けたまちづくり・地域づくりについて質問させていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、観光客の来町も増えると思いますが、JR奥多摩駅と駅前には奥多摩観光の中心で玄関口であり、中心商店街に面しています。

近年、少子高齢化、後継者不足により閉店するお店も続出し、シャッター通りになるおそれがあります。今、若い人たちが何とかしようとして努力し、新しい仕事を創造し、起業し、明るい兆しも芽生えています。

しかし、個人の力では限界がありますので、東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、これを機に町においてももっと具体的なまちづくり・地域づくり支援やスキーム構築を行い、発展への足がかりにすべきと考えます。

以下3点について質問させていただきます。

1点目は、現在、内閣府を中心とする地域創生のための中心市街地活性化基本計画等に基づく、いわゆるまちづくり三法の認定を受け、活用し、大氷川、そして南氷川の中心商店街の具体的施策を施すべき時期と考えますが、お考えはいかがでしょうか。

2番目として、東京都は中心市街地の電線・電柱地中化を推進し、以前よりは交付金交付、あるいは要件が緩和されて、実施の実現可能性が高いと思っております。中心市街地などの

安心・安全できれいなまちづくり、地域づくりを創造し、推進するには不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、今頑張っている若い人たちを支援し、また、新しく起業される若者を応援するような仕組み、そして要望や相談を受ける場がざっくばらんに定期的であればと思います。

以上3点についてお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、石田芳英議員の東京 2020 オリ・パラに向けたまちづくり・地域づくりについての一般質問にお答えを申し上げます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで2年余りとなり、東京都を初め、関係機関やメディアなどの動きも活発になってきております。

競技が行われる会場は主に都心部であります。各国から訪れる観光客の動きは、近年、町にも波及してきており、西多摩地域広域行政圏による入込観光客数調査によると、町の入込客数は、年間200万人を超える推計値が発表されたところであります。

また、JR奥多摩駅の1日当たりの乗車人員は、ここ数年900人前後の堅調な推移となっており、観光シーズンの休日における奥多摩駅前様子は、西東京バスの乗車を待つ登山客なども長蛇の列を初め、周辺を散策する外国人観光客も目立ってきております。

一方、町では高齢化率が高どまりする状態が続いており、このことは商店街の後継者不足にも影響を及ぼしているものと考えております。

議員が申されるように、この町で新しい若い人たちが、これまでとは異なった業種を創造し、ビジネスとしての成果も少しずつ出始めているのではないかと私も感じているところでございます。

ご質問の1点目、いわゆるまちづくり三法の認定を受け、これを活用し、大氷川及び南氷川を中心とした商店街に具体的施策を施す時期ではないかとのご質問でございますが、まちづくり三法とは、土地の利用規制を図るための都市計画法、大規模ショッピングセンターが出店する際の地域との調整の仕組みを定めた大規模小売店舗立地法、そして中心市街地の活性化を支援する中心市街地活性化法の三法を指しております。基本的には中心市街地の商業機能の活性化を目的としております。

隣接する青梅市では、国から平成28年6月27日に青梅市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、青梅駅周辺及び東青梅駅周辺の一部を範囲に含む約90ヘクタールを計画区



域として設定いたしました。計画策定に当たっては、認定の5年ほど前から、空き店舗を含めた商工業事業所調査をスタートさせ、その間、検討委員会の発足や計画の認定に必須である中心市街地活性化協議会の結成、事業推進の中心となるタウンマネジャーの着任と株式会社まちづくり青梅の設立など、行政、商工会議所、商店街事業者、交通事業者、市民団体、地域住民等が参画して進めてまいりました。

現在は株式会社まちづくり青梅が中心となり、収益事業となる市街地駐車場整備事業、公益事業となる「おうめマルシェ」事業と空き店舗活用事業などを展開しており、行政と商工会議所は補助的にサポートをしております。

一方、町では2020年に向けて、日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを目指して計画的に改修等を行っており、来年度は奥多摩駅前のトイレ改築にも着手する予定であります。施設整備のハード面だけでなく、お客様に気持ちよく利用していただくためにクリーンキーパーを導入し、好評を得ていることはご承知のことと存じます。

JR八王子支社では、青梅線を観光重点路線として位置づけており、この5月に2回目を迎えた「おくとマルシェ」では2日間の来場者数が前回の1,300人を大きく上回る3,600人となり、100縁商店街との同時開催と相まって賑わっておりました。また、JRでは秋以降のオフシーズンに奥多摩駅の改修計画をしており、さらなる集客効果に期待を寄せているところでございます。

昨年12月の第4回定例会では、議員より公共施設の集約化・長寿命化と今後の有効活用についてのご質問をいただき、南氷川・旧埼玉銀行建物及び大氷川・旧甲州屋建物とその周辺の具体的な有効活用や整備・修繕等についてどう考えているのかというご質問を受けましたが、いずれも平地の少ない町にあって、奥多摩観光の玄関口にも位置していることから、活用につきましては住民皆さん、あるいは観光客の皆さんにとって有効な活用が図れるよう検討を進めてまいりたいとの答弁をさせていただきました。

青梅市では、まちづくり三法の認定を受け、事業推進を行っておりますが、町では商店街の規模や状況、地権者との合意形成、あるいはJRの動向や庁内の推進体制等を勘案しますと、計画認定が必ずしも最良の方法とは限らないのではないかと考えております。

特に、まちづくり三法でございますけれども、三法の重要な部分というのを1つには都市計画法を施行しているということでもあります。今、都市計画法の網をかぶっていないのは、島を除いては東京都の中では奥多摩町と檜原村であります。したがって、このまちづくり三法を使いながらという発想は、現在の段階では町の中ではやっております。

そういう点で、このまちづくり三法を使いながらということではなくて、町の状況に合

いながら、今申し上げました個々の問題に対応していく。特に商店街の活性化等々についても東京都の補助事業がありますので、そういうものを活用しながら、いろんな意味でやっているというのが状況でございます。

ご質問の2点目でございますが、安全で安心してきれいなまちづくり、地域づくりを創造し、推進するために中心市街地の電線・電柱地中化は不可欠と考えるがについてでございますが、東京都は平成30年度から平成39年度までの10カ年を計画期間とする「東京都無電柱化計画 電柱のない安全・安心な東京」を策定いたしました。この計画では、一層の防災性の向上を図るとともに、区市町村が実施する無電柱化とも連携し、都内全域での面的な無電柱化を推進していくとされております。

主なポイントの1つには、区市町村の取り組みを財政・技術面で支援するとともに、モデル路線での実施事例を拡大することとしており、区市町村道の促進では、都心部のセンター・コア・エリア内に利用者の多い主要駅周辺、観光地周辺及び防災に寄与する路線が対象とされております。

無電柱化は、電線を地下の空間に收容する電線共同溝により整備を行いますが、道路管理者と電力や通信事業者である電線管理者がそれぞれ費用を負担いたします。通常の財源内訳は、国が55%、都が22.5%、区市町村が22.5%とされており、これが新たに制度化された無電柱化チャレンジ支援事業では、国が55%、都が45%とされていますが、対象は無電柱化実績がないこと、歩道が2.5メートル未満または歩道がない区間があるなど、電気設備など地上機器を設置することが困難な路線に限られております。

なお、これまでの整備実績から1キロメートル当たりの整備費用は、電線共同溝と電気設備の地上設置を合わせて5億3,000万円ほどかかるとされております。通常の負担割合の場合、町負担は1億2,000万円となります。ちなみに100メートル当たりの整備費用では、事業費が5,300万円で、町負担が1,200万円となります。

また、東京都建設局によりますと、標準的な施工単位である道路延長400メートルの整備に一般的には約7年程度かかるとされており、町における他の優先すべき事業等を考慮すると、現段階ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。

しかしながら、町の中の景観対策等々含めて、今後2020年に向かってインバウンド、外国のお客さん等が来るときに一体どこを無電柱化にしていくのかということは真剣に考えなければいけないなというふうに思っております。一概に無電柱化を全面的にやれということでは全くできません。したがって、今申し上げました景観の問題等々含めて、そういう問題にどこから優先的に進めるかという検討は従来からも検討しております。従来か

らも検討しておりますし、今後も検討してまいりたいと思います。

特に今、小池知事がお話をしているのは、無電柱化を推進することによって、先ほどの建設経費等がさらに軽減できるのではないかとありますので、そういう状況を見ながらこの問題について取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ご質問の3点目でございますが、今頑張っている若い人たちを支援し、また、新しく起業される若者を応援するような仕組み、そして要望や相談を聞ける場がざっくばらんに定期的であればについてでございますが、昨年12月の第4回定例会で、1番、木村圭議員より起業家等への支援についての一般質問に対する答弁で、起業の相談等については、希望する側と提供する側のマッチングはなかなか難しいというのが実感であります。奥多摩町小規模事業者等進出に係る優遇措置実施要綱を制定しており、町外の優秀な技術及び人材を保有する事業者を本町に集積し、地域経済の活性化及び定住化の促進を図るため、町が管理する空家、空地及び遊休施設を町が認める範囲で優先して活用することができる等の優遇措置を定め、起業・就労支援の観点から活用の可能性を広げてまいりたいとの答弁をさせていただいております。

町では必要に応じて青梅商工会議所への相談取り次ぎを行っておりますが、先に事例として申し上げさせていただいた青梅市でも青梅商工会議所の経営指導員等がスタッフである「おうめ創業支援センター」を開設している状況であり、その方向性は同様であると考えております。

一昨年度、元気なまちづくり委員会では、住民委員とともに青梅市の株式会社まちづくり青梅を視察しておりますが、新たなまちづくり委員会におきましては、現在要綱の制定を進めており、今後まちづくりに資する事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

昨今、町には自分たちのビジョンを持ち、独自の力で障壁を乗り越えていく力強い若者の存在も少しずつ増えてきたと感じております。町としても2020年だけではなく、10年後、20年後の町や商店街の状況等を想定しつつ、さまざまな事例を参考にしながら、東京都を初めとする関係機関ともさらなる協力体制を構築し、町に合った地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

特に、非常にこの問題というのは長きにわたって商業等を営んできた部分の後継者不足等々もあります。そういう問題を含めて、なかなかそれを利用していたところを後継者がいなくなったからといって人に貸してあげる、あるいはそれを提供するという段階には町の中でまだなっておりません。そういう点で、今の何人かの若者を私も承知しておりますけれども、そういう人たちは自分の力で現実に起業をしている。この力強い起業をしてい

る人たちをどう支援するかということのほうが大きな今後の町の発展になるのではないかなというふうに私は思っております。

○議長（師岡 伸公君） 6番、石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

今回、東京 2020 オリ・パラについて3点ばかりご質問させていただきましたけれども、第1点目はちょっといろいろな法的な面で困難がありますが、2点目、3点目につきましては今後検討して支援していただけるということで、どうぞお願いしたいと思います。

特に再質問はございません。これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、木村圭議員。

〔1番 木村 圭君 登壇〕

○1番（木村 圭君） 1問質問させていただきます。児童・生徒の特別支援教育についてでございます。

障害のあることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮のもと、きめ細やかな教育が行われています。

子どもの発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、ADHDなどで適切な療育や訓練によって症状が改善し、社会へ適応する力を伸ばすことができ、本人の持ち味が生かされやすくなると言われています。

1980年代後半から発達障害の診断基準が普及したことで発達障害自体の認知度の高まりに伴い、診断される人が増えております。

このようなことから、将来ある子どもたちにとって特別支援教育の整備はますます重要になると思います。町内の小・中学校の児童・生徒で支援を必要とする対象者の動向と特

別支援教育体制の整備状況について教えてください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の児童・生徒の特別支援教育についての一般質問につきましては、教育委員会の所管でございますので、教育長から答弁させていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 1番、木村圭議員の一般質問、児童・生徒の特別支援教育についてお答えをいたします。

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、特殊教育・心身障害教育から特別支援教育への転換が図られました。特別支援教育は、障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ちまして、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うという理念が掲げられました。

この法制化を受けまして、特別支援教育は知的な遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されることとされ、東京都の公立小学校及び中学校にも固定学級、通級指導学級が設置をされました。固定学級とは、知的障害のある児童・生徒が学ぶ知的障害特別支援学級、知的障害はなく、情緒障害、または発達障害のある児童・生徒が在籍をする自閉症・情緒障害特別支援学級、また、肢体不自由特別支援学級、病弱・身体虚弱特別支援学級の4種類の学級がございます。ここには通常の学級では効果的な学習を十分に行うことのできない児童・生徒が在籍をしております。

一方、通級指導学級とは、知的障害のない言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などが対象となり、通常の学級での学習におおむね参加ができ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して行う学級でございます。各教科などの指導は通常の学級で行われ、特別な指導を行うときにだけ別の教室に移動して指導を受けるものでございます。

この通級指導学級は東京都の場合、平成28年度から順次特別支援教室に移行してございます。小学校では、今年度には都内の全公立小学校に特別支援教室を設置をし、中学校では3年後までに通級指導学級にかわって全校に特別支援教室を設置する計画でございます。

す。この特別支援教室の導入により通級指導学級で行ってこられた特別な指導を在籍する学校で受けられるようになり、学校間を移動することもある通級指導学級に比べて移動の時間が教室間の移動に限られるということで、在籍学級での指導時間が増え、授業の遅れに対する不安も軽減することができるものでございます。これに加えて、学校間の移動がなくなるということで、保護者の負担軽減にもつながっております。

木村議員からご質問の町内の小・中学校の児童・生徒で支援を必要とする対象者の動向についてでございますが、固定学級の在籍児童・生徒数は、心身障害学級と言われておりました法制化前の平成 18 年度には古里小学校、当時の古里中学校それぞれに知的障害と自閉症・情緒障害の固定学級が 2 学級ずつ、計 4 学級が開設をされ、在籍児童・生徒は合わせて 6 名でございました。本年度では古里小学校において 4 名が固定学級に在籍しており、人数的には若干減ってはおりますが、潜在するニーズを考えますと、12 年前と同数程度になるのではないかと考えております。

次に、通級指導学級の対象児童・生徒数につきましては、小学校の対象者は、平成 27 年度のスタート時点では、古里小学校、氷川小学校合わせて 4 名であった在籍児童数も今年度は両校合わせて 15 名の在籍となり、約 4 倍の伸びとなっております。今後も児童・生徒の転入などに伴い、増加傾向で推移するものと考えております。

中学校の対象者は、平成 24 年度に古里中学校で通級指導学級を開設した際には在籍生徒 1 名でございました。その後、在籍生徒の卒業により 1 年間休学級となり、平成 26 年度と 27 年度は古里中学校、氷川中学校とも対象者はございませんでした。奥多摩中学校は開校から 2 年目の平成 28 年度から対象生徒 3 名となったため、通級指導学級を再開をし、現在では 4 名の生徒が通級による指導を受けております。

次に、特別支援教育体制の整備状況についてでございますが、町では平成 19 年の特別支援教育の法制化以降、心身障害学級に代わって児童・生徒の教育的ニーズに合わせて古里小学校、当時の古里中学校に自閉症・情緒障害等の固定学級、知的障害の固定学級が設置をされてまいりました。現在では古里小学校に知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級をそれぞれ 1 学級ずつの開設となっており、指導する教員もそれぞれの学級に 1 名ずつ配置をしております。

自閉症・情緒障害特別支援学級は、知的障害のない児童に対して学年相応の学習内容を中心とした学びの場を提供するもので、町では今年度より休学級であった自閉症・情緒障害特別支援学級を復学級して特別支援教育体制の整備を図っております。

これにより知的な遅れのない発達障害や情緒障害を持つ児童に対して、個の障害に応じ

た適切な学習指導、生活指導などを行い、生きる力を確実に身につけさせるとともに、氷川小学校の児童も含めて、現在、特別支援教室で通級による指導を受けている児童がより一層の個に応じた指導を必要とするときの教育的ニーズに応じていくことができると考えております。

中学校では、平成 29 年度までは在籍生徒が 1 名いたため、知的障害特別支援学級を開設しておりましたが、卒業に伴い、今年度は休学級としております。現在、知的障害特別支援学級に在籍をしている小学校第 6 学年の児童 1 名が来年度奥多摩中学校に入学するとすれば、知的障害特別支援学級が復学級となる予定でございます。また、自閉症・情緒障害特別支援学級につきましても、小学校で在籍をしている児童が奥多摩中学校に進学することになれば、それに合わせて復学級をして、中学校での特別支援教育体制を整えてまいります。

一方、通級指導学級につきましては、小学校では長らく設置をされておりましたが、平成 27 年度から氷川小学校を拠点校として通級による指導を行う小学校 2 校に特別支援教室を新設いたしました。町では開設当時から児童が学校間を移動する通級指導学級体制ではなく、指導教員が在籍校に巡回して特別な指導を行う特別支援教室の形態を導入いたしました。これにより小学校間の片道車で 15 分の移動が必要なく、児童の不安や保護者の負担を軽減でき、保護者の特別支援教育への理解、認知が進み、特別な指導を必要とする児童が必要な分だけ指導を受けるといふ特別支援教育が実現をしているところでございます。

現在、在籍児童数の増加に伴い、個別指導だけではなく、3 人程度の小集団での学習活動も取り入れ、コミュニケーション力や人間関係の構築に課題を持つ児童に対しては有効な学習となっております。指導する教員 2 名で、氷川小学校と古里小学校を行き来をして指導を行っており、児童、保護者のニーズに応えるべく、拠点校指導、巡回指導を組み合わせ計画的に指導を行っております。

中学校では、小学校に先んじて平成 24 年度に通級指導学級を開設させ、障害に応じた特別な指導を実施をする体制を整えてまいりました。現在では、特別支援教室と名称を変え、奥多摩中学校に教員 2 名を配置し、個別指導を中心に一人ひとりの障害による学習上、または生活上の困難を改善・克服するための指導を行っております。

このように町では一人ひとりの障害の種類、程度に応じた教育環境の整備を行い、きめ細やかな教育の実現に向けた取り組みを進めております。

近年、特別支援教育を含め、奥多摩町のきめ細かく、充実した教育環境を求め、町外か

ら移住を希望する方もいらっしゃるかと伺っております。今後も保護者や児童・生徒からのさまざまな教育的ニーズに応えられるよう教育体制のさらなる充実を図ってまいります。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（木村 圭君） 質問ではありませんので、答弁は結構でございます。答弁ありがとうございました。

今回の法改正は、子どもたちが特別支援学級のある学校へ出向くのではなく、子どもたちは自分の学校にいて、先生が訪問する方法に改正され、子どもたち、両親の負担軽減になると思います。今後とも子どもたちのためによりしくお願いいたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） それでは、2件ほど一般質問させていただきます。

最初は、奥多摩町一般廃棄物処理基本計画についてです。奥多摩町では、平成30年3月に奥多摩町一般廃棄物処理計画の見直しを実施し、公表しました。本年度の一般廃棄物処理費用は、委託費で2億1,500万、そのうちごみ処理で1億4,600万、し尿処理で6,900万が計上されております。これらの費用を有効に活用し、町民皆さんの協力をいただき、生活環境の改善につながる施策を期待するところですが、ごみ処理について絞って、次のことについてお伺いいたします。

（1）計画目標年度について。計画では平成30年から15年間とし、おおむね5年ごとに必要の都度、見直しをするとありますが、計画的な見直しを実施し、年度ごとの結果の公表と問題点の抽出をし、改善に努めてください。PDCA手法の活用などをしていただきたいと思います。

（2）ごみの減量と資源化の推進。1番として、生ごみ処理容器購入補助金制度の活用を促進し、ごみの減量を図って下さい。

2として、資源化を推進。①資源化率の目標値を平成28年度の実績値33.2%を基準に、中間目標年度の平成37年度が36%、計画最終年度の平成44年度で38%としていますが、集団回収が始まった平成25年度では38%の実績があり、目標値が低くありませんでしょうか。

②として、可燃ごみ（紙類）の削減。集団回収時はシュレッダーごみを資源として回収していましたが、現在は可燃処理となっております。資源として扱うことはできないでし



ようか。可燃物を減らすことで環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築に大いに寄与することとなると思います。

その他の事項に関する事項についてですが、この計画の中にあります高齢者のごみ出し支援ですが、各自治体でも実施しているケースが多く見られます。町でもそういうケースで困っている方がいると聞いておりますので、ぜひ実行に移していただきたいと思います。

2点目です。大氷川地内町道の一部拡幅について。氷川小学校通り踏切上部のY字路から右方向、東町方面へ曲がる際、見通しも悪く、擁壁の角が出ているために安全運転に支障を来しております。特に緊急車両の通行が困難と聞いておりますので、下記の写真、赤線部分をカットして一部道路の拡幅をしてください。そうすることで、緊急時の迅速な対応が可能となり、町民皆さんの安心・安全に寄与することができると思います。写真を参考にお願いしたいと思います。

なお、地権者には内諾を得ておりますので、よろしく申し上げます。

以上2点よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、奥多摩町一般廃棄物処理基本計画についてのご質問でございます。

町は、東京都の10分の1の面積を有する広大な行政面積に集落が点在しているため、ごみ処理につきましては、昭和42年に近代的な焼却炉を整備、収集方法は集落が点在するという地域特性を考慮し、ごみステーション方式として収集を開始し、現在の収集処理の基礎が形成されました。その後、安定的なごみ処理事業の継続、広域的な処理による処理効率の向上及び循環型社会の形成推進を図るため、平成23年10月に西秋川衛生組合に加盟し、平成26年1月から西秋川衛生組合へごみの搬入・処理を開始いたしました。

ご質問の奥多摩町一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条により市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされていることから、平成24年2月に平成38年度までの15年間の計画として、ごみ処理及びし尿処理等の生活排水処理について計画を定めたものでございます。おおむね5年ごと、もしくは諸条件に変動があった場合に見直しを行うこととしております。

今回の改定は、計画策定から5年が経過したこと、西秋川衛生組合にリサイクル施設が整備されたことから、西秋川衛生組合加盟4市町村及び西秋川衛生組合が同時に計画改定を行うことといたしました。計画改定に当たりましては、金子敦会長を初め、委員9名で

構成する奥多摩町廃棄物減量等推進審議会へ諮問をし、計画の検討とパブリックコメントを経て、平成 30 年 2 月 23 日に答申をいただき、改定したものでございます。

ご質問の計画目標年度について定期的な見直しの実施と年度ごとの公表及び問題点の抽出についてでございます。定期的な見直しにつきましては、計画書にも記載してございますように、おおむね 5 年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うこととしております。おおむね 5 年で見直しを行うことを基本とし、大きな変動があった場合は、この期間によらず見直しを行う考えでございます。

また、年度ごとの公表につきましては、これまで毎年度の事務報告書に総ごみ量、一人 1 日当たりごみ量、資源ごみ量等を記載し、町のホームページにも掲載しているところありますが、今後は町の広報にも掲載するなどして、ごみの排出状況を住民皆さんに周知することで、ごみの排出抑制を図ってまいりたいと考えております。

次に、問題点の抽出であります。今計画の第 8 節に課題の抽出として、発生抑制、減量化・資源化や収集・運搬、最終処分など 5 つの項目を挙げております。課題の検討につきましては、奥多摩町廃棄物減量等推進審議会等を開催し、計画目標値と実績状況についてもあわせて検討を図るとともに、事務事業として P D C A サイクル等により問題点の抽出を行っていきたいと考えております。

次に、生ごみの処理容器購入補助制度の活用推進であります。この補助制度は平成 6 年度に創設されたもので、住民が生ごみ処理容器コンポスターを購入した場合に補助することで、生ごみ類の減量化運動を推進することを目的としているものでございます。事業開始から昨年平成 29 年度までの 23 年間に 397 基の補助を行ってまいりました。今後もさらなる普及促進のため、広報等で補助制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、資源化率目標値についてであります。過去 3 年間の町のリサイクル率は、平成 26 年度が 35.5%、27 年度が 37.5%、28 年度が 33.2%となっております。計画ではシュレッダーごみが可燃ごみに分類されるなど、ごみの分別方法変更後となる平成 28 年度実績 33.2%をもとに、分別の徹底による資源化の向上を図ることとし、目標を定め、審議会で検討し、中間報告をまとめ、パブリックコメントを募ったところ、近隣市町村ではリサイクル率が 35%を超えており、積極的な取り組みを願うとのご意見をいただき、この意見を審議会での審議の結果、上方修正し、中間目標年度の平成 37 年度のリサイクル率を 35.7%に、計画目標年度の平成 44 年度のリサイクル率を 38.3%にすることをいたしました。

この値を西秋川衛生組合加盟 4 市町村で比較しますと、平成 44 年度のリサイクル率目

標は、あきる野市 35%、日の出町 34%、檜原村 35%となっており、奥多摩町の 38%は加盟市町村で一番高い目標を掲げております。平成 28 年度のリサイクル率実績においても、あきる野市が 32.9%、日の出町が 28.7%、檜原村 30.7%に対して、町は 33.2%で 1 番高い状況でございます。

自治会における資源回収が終了し、分別方法変更後の平成 28 年度の資源化率も 33.2%で、前回計画目標の 31%を上回ることができておりますので、計画目標の達成にとらわれることなく、前計画同様に計画目標値を上回れるよう努力してまいりたいと考えております。

その第一歩としまして、この 4 月 24 日には一般廃棄物減量等推進員 21 名に委嘱状の交付を行うとともに、西秋川衛生組合の視察と今計画の説明を含めた第 1 回会議を開催し、この秋に行われます奥多摩ふれあいまつりにおいて、ごみの減量化の推進とリサイクル率の向上のための P R を町と推進員さん等と共同して行うことを予定しております。

次に、シュレッターごみを資源として扱うことができないかでございますが、以前シュレッターごみは資源物でございましたが、西秋川衛生組合では可燃ごみに分類されております。その理由につきましては、飛散防止など周辺環境へ配慮した設備の設置が必要となること、西秋川衛生組合の焼却炉は、最新の流動床式ガス化溶融炉であり、高温焼却によって鉄やアルミなどの鉱物を可燃ごみの中から焼却しながら取り出し、リサイクルできるとともに、発生した熱については熱回収施設の蒸気タービン発電機によって電力に変換され、施設内の動力としての利用と売電を行うシステムとなっておりますことから、エネルギーの有効活用とコスト縮減という両面から負荷軽減につながっているところでございます。

次に、高齢者のごみ出し支援についてであります。近年、高齢化や核家族化を背景としてごみ出しが困難でありながら十分な支援が得られない高齢者が増加し、全国的な問題となっております。

平成 29 年 5 月に国立環境研究所が発行した「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」でも、2035 年には国民 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となり、その支援が課題になってきているとしております。

この問題は、ごみステーション方式を採用している自治体で顕著にあらわれており、本方式を採用し、高齢化率は 49.1%で、75 歳以上の単身高齢者世帯が 350 世帯となっている町でも課題となりつつあり、既に住民課や福祉保健課に複数の相談が寄せられております。

このようなことを踏まえ、今計画では、ごみ出し困難者の支援などの収集方法の検討を

進め、適正な処理を推進することと決めました。しかし、一口にごみ出し困難者といっても、身体的な理由による場合、認知機能により分別ができない場合など、さまざまございますので、実施に向けてはどのような支援とするか、認定の基準をどうするか、現在と将来の対象者はどのくらいとなるか、収集費用はどの程度必要かなど、把握すべき事項や基準の策定など、多くの課題があり、収集部門と福祉部門の連携が不可欠であることから、今年度から検討を始めることとし、この4月27日には、住民課と福祉保健課の課長・係長・担当で第1回目の検討会を行い、協議を開始したところであります。

また、一般廃棄物の削減とリサイクル率の向上につきましては、平成30年第1回定例会において4番清水明議員から食品ロスの削減についての一般質問の際にもお答え申し上げましたが、ごみの減量化、リサイクル率の向上など、今後も環境負荷の軽減に努めてまいります。

次に、大氷川地内町道の一部拡幅についてであります。生活道路は地域住民の日常を支える基盤であるとともに、町の発展や産業の振興に不可欠のものとして重要な役割を果たしており、あわせて緊急車両の往来など、災害時の対応が容易となることから道路整備は安全で安心したまちづくりには欠かせないものであると考えております。

現在町が管理している認定道路は334路線、総延長249キロメートルを管理しており、毎年数多くの整備要望が出されている状況であります。

このようなことから各地域の意見や自治会及びPTA等の要望を取りまとめ、事業計画を策定した後、緊急性の高いものから順次整備を進めております。

今回議員からのご質問の場所は、本年6月1日付で、大氷川自治会長から町長あてに要望書が提出されている場所で、国道411号線の奥多摩駅入り口交差点から氷川小学校方面に向かう町道大氷川唐沢線と町道大氷川安戸線が交差する場所であり、狭小幅員となっている場所であります。

議員が申されますように、近隣住民の要望であり、地権者の同意が得られているということであれば、町道の入り口を改良、拡幅することで周辺住民の利便性の向上、安全・安心の確保につながりますので、改めて町側から自治会役員並びに地権者の皆さんと立ち会いをさせていただき、町道拡幅に必要な手続を進めるとともに、今後の町の道路整備計画に位置づけて整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） まずごみのほうなんですけど、西秋川衛生組合から支援分として返金があるわけですね。それがちょっと皆さんにはっきり伝わっていないので、なかなか

か力が入らないというか、そういう面もあると思うんで、そこら辺ももし公表できたらしていただきたいのと、それからシュレッターごみを燃やしたことによって発電しているわけですね。その発電の分が、町がこのぐらい発電の用に供したよというようなことがわかると、少し皆さんも力を入れてやっていただけるのかなというような気がしますので、もしそこら辺が可能であればそうしていただきたいと思います。

それから2点目の道路については、ある時期に東町の奥で人が出まして、そのときに入れなくて、たまたま負傷された方が歩けたものですから、歩いて救急車まで行ったというような事例もありますので、ぜひ実現に向けてご協力をお願いしたいと思います。お願いであります。回答は結構です。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） それでは、1点ほど質問させていただきます。件名につきましては、奥多摩観光における入込観光客の動向についてでございます。

広報おくたま5月号の第1面に、西多摩地域広域行政圏協議会が5年ごとに実施している西多摩地域入込観光客数の平成29年度調査結果が掲載されております。平成28年12月1日から平成29年12月31日を調査期間とするこの調査に基づき、奥多摩町の観光客数を212万人超と推計する内容でございました。久しぶりに200万人の大台を超えた推計には、観光需要の高まりに対する期待が膨らむ一方、過去に多発した国道411号線の渋滞とそれに起因する生活上の不便はかつてほどではなくなりました。奥多摩駅着の電車の混雑や乗り継ぎバスの行列には当時を思い起こさせるものがありますが、国道を走る車は大分減少したように見受けられます。渋滞が始まると青梅方面への所要時間が普段の倍近くになることもあり、車での外出を避けたシーズン中の自衛行動は過去の懐かしい記憶ともなっております。

外国人観光客の増加で都心から多摩西部のホテルにまで空き室を求める傾向は大分前から言われており、もちろん町内でも外国人観光客は増えておりますが、町内の宿泊施設の稼働率にはまだ余裕があると伺っています。過去の経験と最近の観光シーズンの様子を比較したとき、212万人台という数字には若干の感覚的な乖離があります。

そこで過去の200万人台から今回調査の200万人台の間の状況の変化について質問をさせていただきます。

1といたしまして、JR青梅線、西東京バスの利用状況の推移。

2としまして、自家用車等を移動手段とした観光の傾向、あるいは交通量の推移。

3としまして、町営の観光施設の利用状況の推移。

4としまして、民営の観光施設の利用状況の推移。

5としまして、奥多摩町における観光収入の推移。

6としまして、ハード・ソフト面における観光需要の変化。

7としまして、過去の調査と比較した大台復帰の要因。

以上7点について町長の所見をお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の奥多摩観光における入込観光客の動向についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、西多摩地域入込観光客数調査は、多様化する観光客のニーズの的確な把握と西多摩地域を構成する市町村における今後の観光施策や、観光関係者の事業展開の基礎資料に供することを目的に、西多摩8市町村で構成する西多摩地域広域行政圏協議会において昭和60年から5年ごとに調査し、今回で7回目の実施となります。

今回の調査では、特に2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外国人観光客の受け入れ環境の整備や、魅力的な観光資源の開発を初め、西多摩地域の一体的な取り組みによる観光客誘致の結果を期待して外国人調査も実施しております。

今回の調査は、平成28年12月1日から平成29年12月31日までの約1年をかけて行われ、西多摩地域全体で観光施設52地点、行祭事・イベント51地点を対象に、観光客の実態をよりの確に把握するため、観光庁が定めた観光入込客統計に関する共通基準（平成21年12月策定）をもとに、観光地点等入込客調査（単純計算による延べ人数）及び観光客を対象とする観光地点アンケート調査を実施いたしました。また、アンケート調査により観光施設や宿泊施設等の観光消費額単価及び観光消費額等も取りまとめております。

今回の平成29年度の調査では、西多摩地域の入込観光客数（延べ人数）は、日帰り客735万2,000人、宿泊客40万2,000人、行祭事・イベント入込者数239万9,000人、合計1,015万3,000人で、5年前の前回の調査との比較では196万2,000人の増加で、率にして23.9%の増加となっております。

町の入込観光客数（延べ人数）につきましては、日帰り客133万7,000人、宿泊客17万1,000人、行祭事・イベント入込者数61万4,000人、合計212万2,000人で、前回調査との比較では35万7,000人の増加、率にいたしまして20.2%の増加となっております。

この 200 万人台は平成 8 年度の 206 万人以降、およそ 20 年ぶりに 200 万人台を超えたこととなります。

ご質問の 1 点目の J R 青梅線、西東京バスの利用状況の推移ではありますが、J R 各駅の年間乗降客数につきましては、毎年 7 月に発表されておりますが、奥多摩駅における年間乗降客数につきましては、5 年前の平成 24 年度が 32 万 3,000 人、5 年後の平成 29 年度が 33 万 5,000 人と 1 万 2,000 人の増加、率にして 3.7% 増加しており、過疎化により通勤・通学者が減少する中、5 年連続の増加となります。

また、西東京バスの利用状況につきましては、平成 29 年度が 40 万 8,000 人で、前年度の平成 28 年度の 35 万 8,000 人と比較して 5 万人の増加、率にして 14% の増加と J R と同様の傾向になっております。

次に、自家用車等を移動手段とした観光の傾向、あるいは交通量の推移ではありますが、町の観光用駐車場であります氷川駐車場と小丹波駐車場の駐車台数では、7,800 台で、5 年前の 6,900 台と比較すると 900 台の増加、率にして 13% の増加となります。

次に、町営の観光施設の利用状況の推移ではありますが、水と緑のふれあい館が 21 万 3,300 人で、5 年前と比較すると 1 万 4,500 人の増加、率にして 7.3% の増加となります。

次に、民営の観光施設の利用状況の推移についてではありますが、観光案内所の利用者数は 6 万 3,300 人、5 年前と比較すると 2 万 8,400 人の増加、率にして 81.5% の増加となっております。また、主な民営の観光施設では、日原鍾乳洞が 9 万 7,300 人、3 万 6,200 人の増加、率にして 59.3% の増加となりました。

また、日原鍾乳洞につきましては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のときに燕岩から都道に複数の落石があったことから、東京都西多摩建設事務所より危険防止のため、洞門工事約 100 メートルを進めてまいりましたが、この工事も完成し、この秋には通行が可能となり、あわせて鍾乳洞の奥にあります大型駐車場が使用可能となりますので、さらなる観光客の増加に期待しているところでございます。

また、氷川キャンプ場は 3 万 9,700 人で 3,400 人の増加、率にして 9.4% の増加、氷川国際ます釣場は 1 万 6,300 人で、5,100 人の増加、率にして 45.5% の増加となります。

次に、奥多摩町における観光収入の推移でございますが、西多摩地域の観光消費額単価 5,688 円を参考に、観光入込客数（実人数）で観光消費額を試算いたしますと、55 億 9,500 万円となり、5 年前と比較すると、単価は 1,260 円の増加、率にして、28.5% の増、観光消費額は 6 億 5,000 万円の増加、率にして 13.1% の増加となっております。うち日帰り客は 47 億 2,600 万円で、3 億 2,600 万円の増加、率にして 7.4% の増、宿泊客は 8

億 6,900 万円で 3 億 2,400 万円の増加、率にして 59.4%の増となっております。

また、観光客増加に伴う町の税収入等の推移につきましては、議員もご承知のとおり、税情報等は個人情報であり、担当職員にあっても守秘義務がありますので、この問題につきましては答弁を控えさせていただきたいと思っております。

次に、ハード・ソフト面における観光需要の変化についてであります。初めに、ハード、ソフトの両面を持ち合わせる滞在型体験農園、おくたま海沢ふれあい農園につきましては、延べ 7,400 人で、5 年前と比較すると 300 人の増加、率にして 4.2%の増であります。

また、ソフト面が充実している森林セラピー事業の利用者は、登計原セラピーロードの自動カウンターの数値も含め、延べ 1 万 2,500 人で、5 年前と比較すると 3,900 人の増加、率にして 45.3%の増となります。中でも昨年は参加者がメニュー選択をできる要望型事業に外国人の団体が 14 回、113 名が参加しており、国籍はアメリカ、オーストラリア、カナダ、ドイツ、イギリス、スウェーデン、フランスなど多くの国々の人たちが森林セラピーに参加しており、加えて海外メディアの取材も増加しております。

このように現状においては、年々観光客が増加していることから、ハード・ソフトともに偏ることなく、順調に推移しております。

最後に、過去の調査と比較した大台復帰の要因であります。要因のひとつが町を含め、国や都が推進するインバウンド観光にあると思われ。先ほど申し上げましたように、森林セラピー事業ひとつをとっても外国人参加者が増加していることから、日原鍾乳洞や奥多摩湖、あるいは町内のキャンプ場等においても同様に増加しているものと思われ。

また、元気で健康な団塊の世代が、旅行事業者がマイクロバスで送迎するウォーキングや登山に参加しており、また、近年では河川を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングなど、アウトドア・スポーツが盛んになり、観光客の増加の要因となっております。

議員が申されるように、昭和の時代、あるいは平成の初期には観光シーズンになりますと、午後や夕方から数キロ、または数十キロという車の渋滞があり、この物理的現象により観光客が増加している、逆に渋滞がないから観光客が減少していると思いがちですが、過去の渋滞の多くは、中央自動車道東京方面の渋滞回避のため、山梨県勝沼インターチェンジで下車し、柳沢峠を經由して町内で大渋滞が発生しており、その多くは奥多摩町に訪れた観光客ではなく、通過型の車両であると思われ。

また、当時、奥多摩観光に訪れ、この渋滞に巻き込まれた経験をした人は、現在では車ではなく、JR やバスを利用して来町されていると思われ、その結果が JR 並びに西東京



バスの乗降客の増加にあらわれていると思われます。近年は東京国体を契機に自転車で訪れる観光客も増加しているように思われます。

今後の町の観光振興につきましては、さらに観光立町を前面に打ち出し、少子化の中にあつて若者の 50%が運転免許や車の購入に興味がないと言われる時代に、都心に一番近い観光地として J R やバスを利用して楽しめる観光地づくりを推進し、J R や路線バスの維持に貢献するとともに、公共交通機関による観光客の誘致は平たんな場所が少なく、駐車場の少ない町にとっては最善の方法であると考えております。

一方では、グランピング事業など新たな事業も展開される中、町内の観光事業者への引き続きの支援を含め、町内に転入して起業を行う若者等の支援を積極的に推進し、従来の奥多摩観光にはなかつた多様性のある観光地にすることで、さらなる観光客の増加を図り、雇用の場の少ない町にあつて、多くの雇用機会を創出してまいりたいと考えております。

今後とも住民皆さんには住んでいてよかつた、観光客の皆さんには来てみてよかつたと言われるまちづくりになりますように観光事業について推進してまいりたいと思つております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4 番（清水 明君） 再質問があります。

観光を取り巻く状況ということで、5 年前の比較ということで詳細に伺うことができました。ありがとうございました。

それでは、1 点ちょっと気になる点がございますので、再質問をさせていただきます。

今回の平成 29 年度調査における奥多摩町の入込観光客数は、先ほどもございました 212 万 2,000 人、前回平成 24 年調査では 176 万 5,000 人で、おおむね 35 万 7,000 人、率にして 20.2%の増ということでございました。先ほどもちょっと触れられておりましたけれども、実人数では今回調査では奥多摩町 98 万 3,648 名、前回調査では 111 万 6,832 名、13 万 3,184 名の率にして 13.9%の減ということでございました。これは広域圏のホームページで公表されています前回の報告書をちょっと参考にさせていただいております。13.9%の減ということで、入込観光客数は増加といつても実人数を見る限りでは伸びの中に弱さというものを感じております。

今年度も外国人観光客はさらに増加傾向を強めておりますので、奥多摩への観光客もさらに増加が見込めるものと考えております。今回の結果からさらに 250 万人台が視野に入つてまいりますけれども、そこで観光立町を標榜する町として、こういった弱い部分にて

こ入れを行い、集客力と観光収益の向上に結びつけるような、ひとつにはPR活動を強化すべきと考えますが、この点について所見を伺います。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 4番、清水議員の再質問にお答え申し上げます。

弱い部分のPR活動につきましてということでございますけれども、現在、公共施設あらゆる部門でもホームページの充実ということで、ホームページの充実を図っているところでございます。ホームページも含めて今年度は観光の案内マップを刷新するところでございます。そういう部分でも奥多摩町の特徴を含めた観光施設、また、特産物を含めて充実を図ってまいりたいと考えておりますので、情報を周知する面も含めてPR活動に努めてまいりたいと考えております。

また、公共施設、民営施設、それぞれがパンフレットなどを配置して、おのこのPR活動、また、周辺の観光ルートへのPR活動も図っていただくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 清水議員、よろしいですか。

○4番（清水 明君） ありがとうございます。2020東京オリンピック・パラリンピック絶好のチャンスだと思いますので、観光のほうぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で、一般質問終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開とします。

午後1時59分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

1点お願いいたします。ダム湖面を生かす再生可能エネルギーについて。

先日、田園回帰で長続きする美しい地元の暮らしを研修で学びました。地元の創り直し

が重要と考えます。まず自然エネルギーが創り出せないかと考えます。世界的な動きの中で化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が急務であります。昨年7月、フランス及びイギリスは2040年までにガソリン車及びディーゼル車の販売を停止し、電気自動車への転換を促す政策を発表しました。今後自動車需要の伸びる中国、インドなども電気自動車の導入拡大を促す政策が発表されています。

また、民間企業ですが、羽村では羽村市緑ヶ丘に食品の残りものからバイオガスを生成して発電する都市型バイオガス発電所が建設されます。都内では2番目だそうです。多摩地域では初めてのバイオガス発電所です。年間約850万キロワットを生み出し、約2,500世帯分の電気料を電力会社に送電・販売する予定です。日の出町では、谷戸沢に東京都たま広域資源循環組合の太陽光発電施設があり、1,995キロワットの電力を生み出しています。また、檜原村では小規模ですが、水力発電所があります。この檜原では40世帯分ぐらいですが、これから行う予定です。国でも2030年には再生エネルギー比率を20%まで引き上げる計画でいます。

奥多摩町でもエネルギーの地産地消を考え、今後は企業を募ることや自分たちで電力を生み出す政策に力を入れていくことが必要になってくるのではないかと考えます。

平地の少ない奥多摩町では、ダム湖面を最大限に生かす使い方の第一歩として、太陽光発電ができないかと考えます。ソーラーパネルを浮島という形で設置できないでしょうか。また、ダムは東京都の管理下にありますので、再生可能エネルギーを都とシェアする方向で要望していただけないでしょうか。町のご意見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員のダム湖面を生かす再生エネルギーについての一般質問にお答え申し上げます。

議員からは、エネルギーに関する世界的な動き並びに近隣自治体における再生可能エネルギーの導入等に関するさまざまな動きについてご説明をいただきました。そういった情報は、さまざまなメディアを通じて町にも届いており、地球温暖化防止や環境保全等の面からも行政として正しい情報を収集し、適切な判断のもと、必要な行動をとるべきものと考えております。

現在町においては東京都交通局の電気事業で行っている再生可能エネルギーのひとつである水力発電による電力を町の主要施設で使っており、直接的な導入ではありませんが、あ

る意味ではエネルギーの地産地消を実践しているものと考えております。

また、もえぎの湯におきましては、平成 24 年 3 月から木質バイオマスボイラーを導入しており、二酸化炭素の削減に取り組んでおります。

さて、小河内ダム湖面を最大限に生かす使い方として、ソーラーパネルを浮島に設置し、太陽光発電ができないかというご提案をいただきました。湖面利用に関しましては、平成 29 年 6 月第 2 回定例町議会において、8 番、高橋邦男議員からの一般質問に対しまして答弁をさせていただいておりますが、ご存じのように、小河内ダム周辺の土地は、水源涵養を目的に、その多くを都水道局が所有しており、その目的は水質保全であることから、湖面利用も含め、現段階ではダム周辺にさまざまな施設を建設することは町単独では非常に難しい状況にあります。

また、小河内ダム湖面利用につきましては、既に町議会の中でも同趣旨の一般質問が繰り返されているところであり、町としても小河内ダム建設当時から現在に至るまで毎年要望しておりますが、東京都においては、都民の約 8 割の飲料水を利根川水系、荒川水系から確保している状況の中、また、都民の飲料水を提供しているこれら他県のダムが湖面を開放していない状況の中、現時点においては小河内ダム湖面を開放することは、他県に対する説明も難しく、困難であるとの答弁をさせていただいております。

東京都水道局は、明治時代から 100 年以上の長きにわたり、健全で緑豊かな約 2 万 3,000 ヘクタールの水道水源林の継続的な管理を行っており、小河内ダムは都民の水がめであるとともに、我が国最大級の水道専用ダムであり、水質保全、維持管理には細心の注意を払い、日夜労力を注いでおります。加えまして、近年の降雨状況では利根川水系のダム等から安定的に供給できる水量が計画時より 2 割程度低下していることが明らかになっており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、渇水に備えた湛水量の確保についての対策を講じる情報もございます。

そして町の主要な観光エリアのメインともいえる奥多摩湖の景観や自然公園法等の規制を考慮した場合、ソーラーパネルの設置は観光面からふさわしいのか、慎重な検討を要するものではないかと考えております。

ちなみに千葉県では、千葉県水道局が管理する市原市の山倉ダムの水面に約 5 万枚の太陽光パネルを設置した日本最大の水上メガソーラーがことしの 3 月に完成し、運転を開始しております。この千葉・山倉水上メガソーラー発電所は、京セラ T C L ソーラー合同会社が建設したのですが、年間発電量は 1,617 万キロワットと見込まれ、これは一般家庭約 4,970 世帯分の年間電力消費量に相当するとのこととあります。これは湖面を利用した

事例であります、このダムは水道専用ではなく、工業用水専用のダムであり、水質汚濁防止対策については、水道専用ダムより厳しくなることは想像に難くないと思われま。それでもパネルや配線を含め、すべての部品に防水対策を施すことや構造体の風化に伴う水質汚染の懸念はぬぐい切れないのではないかと考えられます。

ここまでさまざまな状況や事例を申し上げてまいりましたが、町がこれまでに重ねてきました東京都水道局への要望とそれに対する都の見解、また、長い年月と労力を費やし、築き上げてきた都と町の信頼関係や都からの財政支援等々を勘案し、大局的見地から見ますと、小河内ダムの湖面を利用したソーラーパネルによる太陽光発電の実現については、都に要望していくことは現時点では慎重にならざるを得ないと考えております。

非常に発想的にはいい発想でございますけれども、従来から申し上げておりますように、小河内ダムの湖面利用、これに関しては水道局としては何としてもやらないと。特に、今まで私どもが過去の移転の中で要望して考慮するという部分で、船の運航をさせてくれという問題を非常に長く要望してまいりました。これにつきましても最初は汚染の問題である、電気の船ではどうかというようなこともありましたけれども、湖面利用そのものに関する意味で、今申し上げたようになったことから、東京都としては、なかなか同意できないということでございますので、町自身がつくるということについては非常に難しい。あるいは東京都と共同でということにとについても、なかなか困難であるのかなというふうに現時点では思っております。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） 再質問ではございませんが、千葉県のメガソーラー4,970世帯分というのは工業用水ということなんです、浮島という形でソーラーパネルの横に景観的に自然の木、人工島ですが、枯れないプラスチックの木ではなくて、ちゃんとした杉、ヒノキなどとして、パネルを囲うような形にして、景観的にも何とか対応できるんじゃないか、壁は厚いのかもかもしれませんが、今後20年先、もっと先に日本的に考えた場合、エネルギーは大事だと思いますので、次の段階に進むような形で考えていただければと思います。これは要望というか、感想になってしまいました。以上よろしくお願ひします。答弁ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 私からは、2点質問いたします。まず最初に、河川の観光利用

事業者との話し合いの結果について伺います。

私は、2017年第3回定例会の一般質問において、町内でキャニオニングやシャワークライミングを行っている事業者に対して寄せられた住民や観光客からの次のような苦情を紹介しました。マイクロバスが物すごいスピードで海沢の林道を走り、危険、また、対向車が来てもよけない、よけてあげても会釈もしない。マイクロバスががらがら行き交う林道でいいのか。クワガタ草やイワタバコなどの山野草類が踏みつぶされてなくなり始めている。コケなどの写真を撮りに行ったのになくなっている。滝を見に来たのに、大勢で騒いでいて風情が台無し。また、キャニオニングの客の奇声で鳥の鳴き声がかき消されてがっかり。同じ滝でキャニオニングをすることとは、おのずと毎回同じような木へハーネスをかけたり、ジップラインをかけているのだと思う。動植物へのダメージが心配。海沢のキャンプ場について、周辺が蛍の発生ポイントだったのに、沢に入れなくしただけでなく、河床とか護岸周辺をユンボを使って変更したり、バーベキューの炉などの工作物を設置したりしている。川を私物化しているようだ等々。以上のような苦情を紹介し、対策を求めたところ、シーズンオフになってから開催する調整会議の場で伝え、改善を求めるといふ答弁でした。

昨年の暮れにお聞きしたときには、まだ調整会議を持っていないということでした。もうことしのシーズンが始まっているようで、海沢の林道でも事業者の車とすれ違ったりしています。どのような話し合いの結果となったのか、お知らせください。

次に、LGBT（性的少数者）マイノリティの理解と支援について伺います。

LGBTは、L、レズビアン、女性の同性愛者、G、ゲイ、男性の同性愛者、B、バイセクシャル、両性愛者、そしてT、トランスジェンダー、心と体の性が一致しない人の頭文字を並べたもので、性的少数者、性的マイノリティと言いますが、その総称として使われています。

しかし、実際には4つに色分けできるものではなく、グラデーションのように多様な性の人たちが世の中には大勢存在しています。男女両方の肉体的特徴を持っている両性具有、出生時に割り当てられた女性・男性の性別のどちらでもないという性別の立場をとるXジェンダーや、男女のほか、あらゆる人々に恋愛感情や性的願望を抱く全性愛、他者に対して恋愛感情や性的な欲求を抱かない性質の無性愛、他者に恋愛感情を抱くものの他者への性的衝動が全くない性質の非性愛など、どんな人を好きになるかだけでも男、女だけの2パターンではなく、男女どちらでもや、どんな性別の人でもや、そもそも人を好きにならないといったさまざまな形があります。そのほか性的指向や性自認がはっきりしていない

場合や定まっていない、どちらかに決めたくないと感じるなど特定の状況に当てはまらないクエスチョニングといった類型もあり、性の形は本当に多種多様です。

そこで国連では、恋愛感情や性的な関心がどのような性へ向かうのかを示す性的指向、LGBTで言えばL、G、Bに当たるセクシャルオリエンテーションと、自分の性をどのように認識しているかを示す性自認、LGBTで言えばTに当たるジェンダーアイデンティティ、その頭文字をとったSOGIという言葉を用いて性的マイノリティの方々の権利擁護について人権理事会決議が採択されております。

LGBTが性的マイノリティの一部の人の総称で、非常に狭い概念であるのに対し、SOGIはすべての人に関係する性に対する見方の概念です。一人ひとりの個性を認め、尊重するという観点から、より適切な表現はSOGIという概念であると言えますが、今回は一般的に使用され、認知度も高いLGBT、性的マイノリティという表現を用いて質問いたします。

LGBT（性的マイノリティ）当事者は、世界的に長年虐げられてきた歴史があり、同性愛は死刑という国も残念ながら存在します。日本は、性的指向に歴史的には寛容な国でしたが、明治期以降、西洋からの影響で異端視される傾向が強まりました。大正期には変態性欲という語がもてはやされ、一種のブームになり、文学や民俗学で多く扱われています。変態とは、今でも人を侮蔑するときに使いますが、このような言葉の使用が広まるにつれ、何かいけないこと、隠しておかねばならないことのような雰囲気や社会の中に生まれました。それがために自分は異常なのではないかと悩む人がいるわけですが、性的マイノリティである方はそれほど少なくありません。

各種の調査で、いわゆるLGBTの方は5%から8%程度の割合でいるとされています。奥多摩町民のうち260人から400人は該当者がいるかもしれないということになります。小・中学校でも各学校に3から5人は存在することになります。

2月に平昌オリンピックが開催されましたが、選手たちの中で性的マイノリティであることを表明した選手が15人いたという報道がありました。夏季大会では2016年のリオデジャネイロオリンピックで50人以上の選手が表明し、自分の性的指向に悩んでいる人たちに大きな影響を与えています。

このように近年、LGBTなど性的マイノリティについての報道がかなり頻繁にされるようになり、社会での認知度や需要度が急速に高まっています。とはいえ、まだまだ知らない人もたくさんいますし、言葉くらいは知っていても正しく理解をしている人は少数です。当事者の生きにくさ、暮らしにくさはまだまだ解消されていません。

今の社会の中で性的マイノリティの人たちは自己肯定感が低く、自殺率が高いと言われています。過去に行われたインターネット調査では、日本のゲイ、バイセクシャル、両性愛者の男性全体の 65.9%が自殺を考えたことがあり、14%が自殺未遂をしているという結果が出ています。また、2001 年の厚生労働省の調査では、ゲイ、バイセクシャル男性の自殺未遂リスクは、異性愛者よりも 5.9 倍高いことが示唆されています。

岡山大学病院の調査では、性同一性障害の 6 割程度に希死念慮があり、3 割程度に自傷行為や自殺未遂の経験があるという結果も出ています。

学校生活では不登校やいじめ問題に直結します。宝塚大学看護学部の日高庸晴教授が 2016 年に L G B T の人たち 1 万 5,000 人を対象に実施した調査によると、職場、学校の環境で差別的な発言を経験した人は実に 7 割以上に上り、学校生活、小・中・高に絞ると約 6 割がいじめを経験しています。そのうち「ホモ」「おかま」「男女」などの言葉によるいじめが 63.8%、ひどいものでは服を脱がされたという人が 18.3%いたそうです。小・中学生の子どもに対しては自殺やいじめ防止の観点などから、性同一性障害、トランスジェンダーへの対応が急務であります。

また、目に見えにくい問題ではあっても当事者が必ず存在するために、子どものうちから L G B T の人権教育が必要であると考えます。特に、トランスジェンダーの人の多くは小学生のときから既に違和感を持っています。義務教育の早い段階で性の多様性に触れる機会を設けることは、性的少数者、性的マイノリティの方にとって自身を認めることや悩みの解決につながる救いの一つとなります。また、周囲の理解度や性的マイノリティに対する偏見も大きく改善します。

人間は、それぞれが個性を持ち、多様性を認め合うことで発展し、平和な社会を築いてきました。どのような性的指向によっても当然差別や偏見、不当な扱いを受けることは許されないものであり、性的マイノリティの方々への理解と支援が必要であると考え、以下の点について伺います。

1、文科省では、全国の小・中高校に性的マイノリティの子どもへの配慮を求める通知を出しています。本町において学校で行われた性的マイノリティに関する取り組みはあるか、また、今後どのような取り組みを行うか、伺います。

2、法務省は国家公務員や地方自治体職員向けに性的マイノリティへの差別や偏見をなくすための人権啓発の研修を行っています。本町において性的マイノリティの理解と支援の取り組みはあるか、また、今後どのような取り組みを行うか、伺います。

以上で終わります。



○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

大澤議員からは2点のご質問をいただいておりますが、2点目のLGBT（性的少数者）の理解と支援につきましては、教育委員会の所管でございますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、1点目の河川の観光利用事業者との話し合いの結果でございます。現在、多摩川やその支流河川を利用し、カヌーやラフティング、キャニオニングを有料で提供している事業者は、多摩川川下り事業者組合加盟の16社となっております。

平成29年第3回定例会において、河川はその河川の等級により、国や都道府県、あるいは市町村が河川管理者となっていることから、東京都独自で統一したルールの策定は難しいこと。このため町では町内に事業所を置く3事業者と調整会議を行い、河川使用のマナーの遵守や近隣住民に迷惑を及ぼさないよう協力を求めること。また、町の指定管理者である株式会社キャニオンズが監督者となり、カヌーやキャニオニング、シャワークライミングなどの事業を展開している事業者が何らかのトラブルが発生した場合には、その事業者に注意喚起を行うという連絡体制を構築しており、これら町内事業者とは、秋の観光シーズンが一段落してから調整会議を開催し、1年間の総括を行い、来年度に向けた事業運営などを話し合うとしております。

ご質問の調整会議の話し合いの結果でございますが、本年3月20日に町内3事業者であるキャニオンズ奥多摩、スプラッシュ東京、グランデックス奥多摩の各代表者に参加をいただき、調整会議を開催いたしました。

初めに、交通状況でございますか。町内の3事業者は、使用するワゴン車に事業者名を明示しており、交通規則はもちろんのこと、速度や対向車に対するよけ合いなどにも十分に配慮して走行しているとのことであります。

また、マイクロバス使用についてであります。町内の事業所は使用しておりませんが、町外の事業者ではないかとのことであります。

次に、自然環境面についてであります。河川の利用は、海沢大滝から下流のネジレの滝、三つ釜の滝までの河川を使用しているが、事業者間の時間帯調整により使用しており、クワガタ草、イワタバコ及びコケ類などは踏み荒らさないように注意しているとのことであります。

次に、大勢で騒いでいる、鳥の鳴き声も消されているについてであります。迫力感や

冒険心から大きな声を出してしまう参加者もあり、事業の性質上、避けられない部分もありますが、なるべく観光客や登山客に迷惑がかからないよう配慮することとあります。

次に、キャニオニングやジップラインを行うときに、毎回同じような木にロープをかけているが、動植物へのダメージが心配についてであります。参加者の安全を確保する観点から、河川周辺の立木や根を利用してロープ掛けをしていることは事実であります。ハーケンを使用していないとのこととございます。木々への影響等については今後配慮していくとのこととあります。

次に、海沢キャンプ場に係る河床や護岸の周辺を重機を使用して改変し、バーベキューの炉などの工作物を設置して河川を私物化しているのとはについてでございますが、河川は、河川法により水利権を除き何人も使用することができます。また、海沢川は町管理の普通河川で、事業者からは一部について河川占用申請が提出され、事業を行っております。

町としましても、引き続き町内3事業所と連携しながら、マナーの向上を図り、新たな観光客を誘致することで、町内の飲食事業者や宿泊事業者に経済的な波及効果が及ぶよう、総体的な観光振興に努めてまいります。

次に、LGBTの理解と支援についてでございますが、ご質問の前段の学校等における取り組みにつきましては、教育委員会の所管でございますので、教育長から答弁させていただきますが、2点目の町における性的少数者への理解と支援の取り組みにつきましては私から答弁させていただきます。

町においては性的少数者の理解と支援の取り組みがあるかでございますが、今後の取り組みについてでございますが、町においては、現在のところLGBTについての取り組みは、施設や観光用のトイレの一部をだれでもトイレとして整備していること。申請書等の一部で男女の表記を除いていることのほかには特に行っておりません。

国では、法務省の人権擁護機関で性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう、性自認を理由とする偏見や差別をなくそうを啓発活動の強調事項として掲げ、啓発冊子の配布等の啓発活動を全国の法務局、地方法務局では面接や電話等により人権相談に応じております。

地方自治体の取り組みとして、東京都では渋谷区や世田谷区は平成27年11月に、その他に三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市などで性的少数者の権利を擁護することをねらいとしたパートナーシップ制度の導入、大阪市淀川区は、平成25年9月にLGBT支援宣言として、LGBTの人権を尊重するために職員人権研修やLGBTに関する情報発信等を行っております。

また、民間企業でも性的指向・性的自認等に基づくハラスメントや差別の禁止を社内規定に具体的に明記、車内の人事・福利厚生制度の改定、ハード面での職場環境の整備、採用活動におけるLGBTへの配慮、LGBTに配慮した商品・サービスの開発、社内セミナー等の開催を掲げるなどの取り組みが進められておりますが、このような取り組みが実施されている一方で、まだまだLGBTに対する認識は一般的には低く、総称と内容について詳しく知らない方が多いのが現状であると思います。

しかし、LGBTへの無理解と偏見の解消は重要であり、それぞれの生き方の違いを認め、尊重することが必要であると考えますので、職員研修として人権啓発研修を開催し、LGBTを含むさまざまな人権問題について職員が理解を深め、それを各職場において今後の事務執行に反映してまいりたいと考えております。

2点目のご質問につきましては教育委員会の所管事項となりますので、教育長から答弁させていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 2番、大澤由香里議員の一般質問、LGBT（性的少数者）の理解と支援についてにお答えをいたします。

LGBT（性的少数者）とは、性的指向が同性に向かう同性愛では、女性として女性が恋愛対象となる場合はレズビアン、男性として男性が恋愛対象となる場合はゲイ、性的指向が男女両性に向かう両性愛についてはバイセクシャルと呼ばれております。また、生物学的な性と性別に関する自己意識、いわゆる性自認が一致しないため、社会生活に支障がある場合はトランスジェンダーと言われております。このレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど、性的少数者を性的マイノリティと総称し、この4つの英語の頭文字をとってLGBTとも呼ばれております。性的マイノリティの方は少数派であるがゆえに正常とは思われず、社会の中で偏見の目にさらされ、会社などの組織の中で昇進を妨げられたり、場合によっては職場を追われたりすることがあったとされております。

平成26年度に文部科学省が実施をしました学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査では、性同一性障害に関する教育相談などについて606件の報告があったとされております。この調査結果は、児童・生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校は把握をしている事例を任意で回答したものであり、必ずしも学校における性同一性障害を有する、またはその疑いがある児童・生徒の実数を反映しているものとは言えないと考えられております。しかし、少なくとも言えることは、全国の小学生、中学生、

高校生の中には性同一性障害で悩みや不安を抱えている者が存在をしているということがございます。

東京都教育委員会では、東京都人権施策推進指針におきまして性同一性障害、性的指向を人権課題としてとらえ、性には多様性があることなど、性同一性障害などに対する正しい理解と認識を深め、性同一性障害や性的指向の異なる方々いわゆる性的マイノリティへの偏見や差別をなくすための教育を学校現場に求めているところでございます。

大澤議員から1点目のご質問でございます奥多摩町の学校で行われた性的マイノリティに関する取り組みについてでございますが、氷川小学校におきましては平成29年2月にLGBTの大学生を招いて交流学習を行い、性的マイノリティへの理解を促進する取り組みを実施しております。全学年の児童がグループに分かれ、その中に入ったLGBTの大学生から直接話を聞いたり、一緒に遊んだりする活動を通して、性的マイノリティが身近なものとなり、偏見や差別を持たない土台づくりにつながったと考えております。この交流学習後にも性的マイノリティを扱った書物を第6学年の教室において、高学年になった児童の興味・関心に基づく自主的な理解、偏見・差別の解消につながる取り組みを実践しております。

また、古里小学校では、昨年度までの2年間、東京都教育委員会から人権尊重教育推進校の指定を受け、研究主題を「自他を大切に作る児童の育成」と定め、学校全体でより効果的な学習活動を追求する授業実践を通して、人権教育の推進に努めてまいりました。障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害といった多くの人権課題を取り上げた授業を第5学年と第6学年で実施をし、さまざまな偏見や差別に意図的に出合わせ、偏見や差別がいかに醜いものであるか、人を傷つけるものなのかを実感させ、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育むことを目指した授業実践を行ってまいりました。

第6学年では、性同一性障害に関する講話を児童に行い、性的マイノリティへの理解を図ることをねらいとした授業を行っております。低学年、中学年では、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲、態度や、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力を育むように、各教科などの学習内容と関連をさせて指導を行ってまいりました。

一人ひとりの幼児、児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解をし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動にあらわれるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につなげることができる児童の育成を目指してまいりま

した。その取り組みの成果を本年2月の人権尊重教育研究発表会で報告をし、奥多摩町の全小・中学校の教員の人権の意識を高め、人権教育にかかわる取り組みへの啓発を図ることができました。

奥多摩中学校におきましても直接的に性的マイノリティを扱った授業は行われておりませんが、社会科の授業において人権課題となっている同和問題やアイヌの人々、外国人を扱い、現在でも差別が残っている現状を理解をし、差別をなくすためにどのようなことができるのかを考える学習が行われております。また、男女平等についても取り上げ、男女の違いによる差別について考えております。

町教育委員会といたしましても、平成27年4月の文部科学省通知に先駆け、校長会におきまして大澤議員が取り上げられたような性的マイノリティに関する情報提供を行い、そのような子どもたちは制服が着られない、いじめに遭う、学校に行けなくなるなど深い悩みを抱えることが多くなっている現状を伝え、小規模の学校であっても悩んでいる児童・生徒がいる可能性があることから、常日ごろから人権的な配慮をした指導をお願いしてきたところでございます。また、悩みを打ち明けられた場合は、アドバイスや否定をするのではなく、温かな関心を寄せて聞き役に徹することを依頼しております。

今後につきましても、学校現場において継続的に各教科などの学習内容と関連させて人権教育を推進することで、あらゆる偏見や差別を持たない児童・生徒を育成していくとともに、教職員に対しましても性的マイノリティを含めたさまざまな人権課題への正しい理解と認識の深化及び悩みや不安を抱える児童・生徒のよき理解者となるような人間関係の構築を一層求めてまいります。そのため教員との定期的な面談やスクールカウンセラーとの面接により、学校全体で児童・生徒が相談できる環境づくりを推進してまいります。

いかなる理由でも差別・偏見を生まない教育の実施、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認める児童・生徒の育成を両輪として、児童・生徒が自分らしさを発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるように学校教育を進めてまいります。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。再質問といたしまして、若干質問させていただきます。

最初の河川を利用した観光事業者の件についてですけれども、調整会議に関与している事業者の方々からは、住民からのご意見を真摯に受けとめて改善していただけたというお答えでしたので、それは非常にありがたいんですけども、調整会議に参加していない事業者が問題となっています。調整会議に参加している3つの事業者は環境保全にも理解があり、

地域の清掃活動にも積極的に参加していただくなど、町民の方も非常に快く思っております。その分かっていない、問題となっているのは、調整会議に参加していない、どこから来ているのか分からないといった事業者であり、今後そういった事業者がますます増えるのではないかと懸念されます。そうした事業者との連絡体制は構築されているのか。町は最低限どのような事業者が、どこでどのくらい事業を行っているのか、把握する必要があると思いますが、町のお考えをお伺いします。

次のLGBTの件についてです。先ほど教育長の答弁にもありましたように、平成29年に行われた氷川小の道徳教育でLGBTのNPO団体ReBitという団体を招聘し、子どもたちと保護者に向けて授業を行いました。私も参観させていただきましたが、当事者である若者が好きなものは人それぞれみんな違ってみんないいんだよ、自分の心のままに自分らしく生きてねと、自分の体験も踏まえて子どもたちに語りかけていました。子どもたちの感想は、いろいろな人がいるんだと分かったというような率直なものが多かったと覚えています。

もし自分の性に不安を感じている児童がいたとしたら、この授業は自分の存在が社会に想定されることの証明になり、自分がどのように生きていけるかのモデル、将来への希望につながったのではないのでしょうか。とてもすばらしい取り組みだと感銘を受けました。子どものときにこうした多様性を理解することは、当事者にとっても大事ですし、周りの子どもたちにとっても不適切なからかいやいじめなどをしないためにも大事であると思います。

また、子どもたちだけでなく、多くの保護者や教師にも理解を広げることが重要です。LGBT当事者の子どもにとっては、自分の親が理解してくれるというのは何より願っていることです。また、教員はどのクラスにもいると思われるLGBTの子どもにとってよき理解者であり、味方になってくれる大人である必要があります。教員が自信を持って子どもの味方になれるように、また、当事者の子どもに相談できる相手だと思ってもらえるように、すべての教員にLGBTについての研修の機会を持っていただきたいと思います。そして保護者や地域の方々にもLGBTの理解を深められるような氷川小のような取り組みを今後とも継続的に行っていただきたいと思います。

今回質問するに当たり、各学校に問い合わせたところ、現段階ではそういった兆候の見える児童・生徒さんはいないと思われるというようなお答えでしたが、統計から推測すると、何人かは当事者かもしれません。目に見えにくい問題でもありますので、細やかな気配りで適切に対応していただきたいと思います。

例えばトランスジェンダーの方は、自分の心の性と違うトイレには入りづらいということがあります。町の公衆トイレはだれでもトイレを設置してくださっていますが、学校において新たにだれでもトイレを追加することは難しいと思いますし、逆に追加すると新たな差別を生みそうな懸念もありますので、職員トイレを使えるようにするなどの細かな配慮が必要です。

そして先ほど教育長の答弁にもありましたが、制服も自分の性と違う性の制服は着づらいというようなことがあります。自由に選べるようにする必要があります。4月5日に開校した千葉県柏市立柏の葉中学校は、性的マイノリティにも配慮した標準服を導入しました。新制服には保護者の意見も取り入れられ、男女とも性別に関係なくスラックスやスカートなどを自由に選べるようにしたとのこと。また、世田谷区教育委員会は、3月19日、すべての区立中学の標準服でスラックスとスカートが選べるようにする方向で世田谷区校長会と検討する方針を明らかにしたそうです。奥多摩町でもスラックスやスカートなどを自由に選べるようにすべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

また、町外のトランスジェンダーの方が、その自治体のある議員から男でも女でもないやつは死んでしまえよという心ない言葉を浴びせられたというお話を聞きました。同じ議員としても、人としても人権感覚を疑うような許されない発言であります。奥多摩町の議員の中には、そのような暴言を吐くような方はいないと思いますが、世の中には男と女しかいないという古い固定観念に縛られた知性しか持ち合わせていなかったゆえの暴言だったのだらうと思います。まずは多様な性を正しく理解し、認めることが重要です。

町では今後、LGBTに関する研修・啓発活動を行うということでした。ぜひ職員はもちろんのこと、議員も含めて町民一人ひとりが理解をし、支援することですべての人が安心して自分らしく暮らせる町にしていきたいと願います。

LGBTに関する課題は多々ありますが、今回質問するに当たってどの課が担当になるのだらうと悩みました。当事者にとっても、相談したくてもどこに言えばいいのか分からないのではないかと思います。奥多摩町では当事者が小・中学生の場合は教育相談室が相談窓口として考えられますが、大人の場合は相談できる窓口がはっきりしていません。ぜひ庁舎内での専用の窓口やホームページでの相談窓口を設けるべきだと考えますが、お考えを伺います。

以上、再質問お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、質問を整理させていただきますが、観光の関係は、そういう事業者の情勢を把握しているかということが1点。それから子どもの標準服等ど

ういうふうになっているかというのが1点。もう一つは、LGBTに対する啓発活動、それから相談窓口どうするか、この3点でよろしいですね。よろしくお願いいたします。

観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2番、大澤議員の再質問の1点目についてお答え申し上げます。

参加していない事業者の把握についてでございますけれども、3事業者以外の町外の事業者の把握というのは、2件ほどぐらいしか把握ができておりません。今後この事業展開についても把握に努めてまいりたいと考えております。

また、町内の3事業者とは、町長の答弁にもございましたけれども、連携、連絡体制の構築を密にしておりますので、引き続き調整会議等を行って注意喚起などを含めて問題が起きている部分については、こういうご意見が出ている旨を話し合いの場に提出して協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 2番、大澤由香里議員の2点目のLGBTに係る制服の件についてお答えさせていただきます。

先ほど大澤議員から質問の中にありました文部科学省の通知とは、平成27年4月30日付の性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施についてという児童生徒課長からの通知だというふうに思います。その中には特別な配慮として、服装、または更衣室、トイレ、それから宿泊研修等についての記載がされております。今回いただいた再質問では、その中の服装についてだというふうに思いますので、その点について答弁させていただきます。

奥多摩中学校の制服、指定標準服につきましては、男子がブレザー、スラックス、ネクタイ、ワイシャツ、セーター、それで女子はブレザー、スカート、リボン、ワイシャツ、ベスト、セーターということになっております。制服の選択ということにつきましては、寒い地域などでは選択できるという学校もあるというふうに聞いておりますが、都内では、先ほど議員がおっしゃったように、世田谷区で検討を始めているということを知っております。しかし、近隣を含めた市町村、あるいは当町では該当、またはそういう希望が現在のところないという状況となっております。

制服の選択制につきましては、すべての生徒の制服の選択を対象とするのか、あるいは特定の生徒に関して選択制にするかということも検討が必要になってくるかなというふうに思っております。



現在、性同一性障害を自認する生徒は町ではおりませんが、特定の生徒に対しまして女子のスカートズボンにするということは可能かなというふうに思っております。また、その一方で、そのことによりまして偏見ですとか、差別、またはいじめが起こることは避けなければいけないというふうに思っているところでございます。

今後きめ細やかな対応の実施につきましては、校長会等とも連携しまして必要な対応を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っています。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤議員の3点目のご質問に対してお答えを申し上げます。

職員だけではなく、住民含めてすべての方に性的少数者に対する人権研修を行ったかどうかということだと思っておりますが、この性的少数者につきましては民間の調査によりますと、全人口の7.6%といますか、8%弱ということで、日本人の血液型でいえばA B型が10%程度ですので、それよりやや少ないという程度いるのではないかというふうに調査としては出ているそうでございます。

そういう方々に対する意識、認識といますか、そういうことにつきまして、先ほど町長からも職員を含めての研修の実施という答弁をさせていただきました。研修の実施につきましては総務課、あるいは人権を担当する住民課とも調整をさせていただきながら実施をさせていただきたいと思っております。

また、町民の皆様全体を含めての例えば講演会等も考えられると思えますけれども、こういったことは、例えば福祉保健課においては、自殺の講演会、ゲートキーパーの講演会等も年間2回ほどやっておりますが、その中で例えばこういった問題についても取り上げて、住民の皆さんを対象とした講演会の実施をしてもいいかなというふうに思いますので、今後検討課題とさせていただきたいと思えます。

また、相談としては、例えば神奈川県では、このLGBTの方を専門にした相談員を派遣をするという、かながわSOGI派遣相談というのを都道府県としては初めてやっているということですが、これは性的マイノリティ支援を行うNPO法人との共同活動ということで、神奈川県のような事業としてはなかなか難しいのかなと思えますが、何らかの形で相談ができるような体制を、これは東京都とも協働しながら行ってまいりたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 2番、大澤議員のLGBTに関します相談先がどこかという点についてお話をさせていただきたいと思います。

まずは人権擁護委員会の方にご相談いただくのが一番かなと思っておりますので、毎月1回定期的に開催をされております。その間が待てないというような場合につきましては、町のほうに電話をいただければ人権擁護委員会の方にお取り次ぎをするという形をとらせていただければなというふうに思っております。

それから窓口のところに東京都から少数の部数ですけれども、こういった冊子が来ておりました、置かせていただいているんですが、こちらには「よりそいホットライン」というフリーダイヤルがあります。ここにつきましてはLGBTだけではなくて、さまざまな人権問題というようなことで、ここにも書いてありますが、性的マイノリティなどに関する相談は4番ですということで音声ガイダンスの4を押していただくと相談ができるというような形になっているようですので、こういったこともご活用いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。

河川の利用については把握に努力するということではしたが、なかなか難しい問題ではあると思います。ことし1年どのように改善していくかを見ながら、また改善がされないでひどくなるようであれば、町としても町に事業所を置いてまじめに取り組んでいる事業者にも不公平になりますし、不利益をもたらすことになりますので、営利目的の事業する場合には町に事業所を置くことと定めるような条例化などの手だても必要ではないかと思っておりますので、そういったこともぜひ今後お考えいただきたいと思います。

LGBTについては、制服のほうもこれから考えていただけるということで、相談窓口も電話をいただければということをお伺いしたので、そういう相談があれば私のほうも案内をしたいと思いますが、LGBT当事者の方は、実際に来るといよりはホームページとか、インターネットで調べることが多いと思いますので、町のホームページにも何かここに連絡すればいいというのがわかるような表示をしていただくとありがたいかなと思いますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問はすべて終了いたしました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査

についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の特定事件継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件についてはそれぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 皆様、お疲れさまでございました。平成30年第2回奥多摩町議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

今回の町議会には専決処分3件を初め、12件の案件を提案させていただきました。その中には条例の一部改正、あるいは若干の補正予算でございますけれども、補正予算につきましては、これからのいろんな準備をするための予算でございます。12件ともすべて全議員の皆様にご賛同いただき、これからのいろんな意味で執行してまいりたいというふうに思っております。

さらにきょうは10名の議員の皆さんから13件の一般質問をいただきました。私自身、また、関係の課長からご答弁をさせていただきました。その中で私自身を感じた部分を若干申し上げますと、皆様方からいろんな意味で普段ある事項、あるいは将来にわたっていく事項等についてのご質問をいただいたのではないかなというふうに思っております。そ

ういう点では、答弁させていただきましたけれども、まだ議員の皆様方にも十分わかっていただけていない部分がある事項があり、さらにそれを住民の皆さんに知っていただくということは、まだまだ私を初め、関係の各課長、副町長以下課長が努力をして、多くの皆様方に町が行っている事業についての内容等々について丁寧に説明しながら、理解していただく必要があるのではないかなというふうに感じました。

また、今後の新しいまちの将来についての議論もありましたけれども、それらにつきましては非常にある意味では私自身もすばらしい構想であり、そのこと自身がいいなということはいっぱいありますけれども、なかなか財源と現実にやる部分との関係がございまして、歯がゆい思いで答弁をしているというのが状況でございます。

いずれにいたしましても専決処分でも申し上げましたように、市町村総合交付金をいかに確保していくかというのが今、町の大きな財源確保の問題でございます。特に優先的に行っております少子高齢化対策については財源が伴いますので、市町村総合交付金をいかに確保していくかということで 15 億数千万円の財源を確保して、翌年以降に財政運営ができるように、従来やっている施策をレベルダウンしないでやっていくということに腐心をしているということをご理解いただけたのではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても 1 回始めた施策、あるいは方向性を住民皆様のためにやっているわけでございますから、それに財源をどう確保するかというのが私の大きな仕事ではないかなというふうに思うところでございます。

特に、今回皆様方が、メディア等でいろんな情報がありますけれども、特に東京都自身が偏在是正という大きな問題がございます。偏在是正で東京都が非常に裕福であるという状況の中で、そこから一部裕福じゃないところにお金を回せという話が昨年からずっと出ております。その大きな部分というのは、1 つには私自身も 927 の町村がございますけれども、その団体の代表として国のヒアリングを受けてまいりました。それはある意味では、基金を持っている、基金を大きく積み上げているところは裕福団体ではないかという主張であります。私の主張はそうではないよと。基金というのは、将来に向かってお金をきちっとやる、あるいは計画的にそのことを返していく。例えば私どもの 40 億ある基金を見ていただきますと、12 億が減債基金であります。これは下水道を建設したことによって、将来払っていく元利金を積んでおくことによって、ほかの事業に影響を与えないという部分で東京都に理解を求め、今まで 12 億まで積み立ててまいりました。こういうものをもって、あるいは行革をして町の中では 1 割の職員を削りました。そのときには約 2 億でありました。そういう努力やいろんなことをして、先のことが読めない。当時何

が起こったかという、地方交付税を減らされました。約2億円減らされました。とてもやっていけません。国は平気でそういうことを時々やります。したがって、自分の町を自分たちで守るということであるならば、いろんな知恵を絞りながら、将来に向かって安定的にやっていくというのが私の考え方でございまして、減債基金も全く同様でございます。

と同時に、平成16年からは町長を務めさせていただいておりますけれども、一般的な事業については起債を起しておりません。借金はしておりません。ずっと返してまいりました。今21億ほどある起債でございますけれども、これは財源対策のために、本来でしたら地方交付税で払うべき部分を起債を起して交付税で見てやるからという特例債でありまして、これが21億ほどあります。できればその起債も徐々に減らしていき、独自の体制ができるという体制にもっていきたいというふうに思っております。

こういう点で非常に今過渡期に差しかかっておりまして、昨年、東京都自身が法人税の偏在是正で約1,000億円、制度を変えることによって国に取り上げられました。それはある意味では、国はほかの都道府県、市町村に配るという名目でございますけれども、では、東京都の分だけ取っていいのかという部分で、今東京都は非常に苦慮しており、また、それをどう解決していこうかということで今立ち上がりました。1つには、東京都の中に東京都税制調査会をつくりました。それから今回の議会の中で、議長、あるいは議会運営委員会の委員長とも相談させていただきましたけれども、議会の日程等の理解をいただきました。実は明日、東京と日本の成長を考える検討委員会を東京都は立ち上げます。この大きな目的は、先ほど申し上げました1,000億円を搾取された、それを理論的にどうしていくかということでございまして、この部分の会合を東京都自身が持つということで、区長会の会長、市長会の会長、町村会の会長がそのメンバーになり、また、有識者では田原総一朗さん、新浪さん等々の意見を聞きながら、国に向かって、どうもおかしいよと。ただ単に東京都だけが非常に多くの税収が入ってくるから、そこからの分をほかに配る、このことに関しましては46対1なんです。都道府県の知事はみんな賛成なんです。それから市の中でも財政諮問会議に入っている長野県の市長も賛成なんです。これをいかに打破していくかというのが大きな目的でございまして、ぜひそういう点についても関心を持っていただきながら、東京都から税収を取り上げる、東京都が裕福だという部分に関しましては、議員の皆様方もいろんな観点から勉強していただきながら、それがひいては我々の自治体にはね返ってくるということも事実でございますから、この辺をしっかりとそれぞれの所属している政党もあるでしょうけれども、そういうところと一緒にあって、東京都から財源を分捕るということに関しては断固反対だということで名乗りを上げていただければ

ありがたいなというふうに思います。

明日はその1回目の会合が開かれる予定でございますので、そこで何が議論されるかということ注視していただきながら、この財源確保によっては東京都が財源を減額されれば、それぞれの市町村まで多少なりともその影響が起こってくるということは確かでありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

長期間にわたりまして、それぞれの議案、また、一般質問を含めていろいろなご意見をいただきましたので、それを真摯に受けとめながら、さらに議決していただいた事項をできるだけ早く住民の皆さんの福祉の向上のために執行していきたいと思っておりますので、引き続き議員皆様方のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げますと同時に、今定例会が皆様方のご協力によりましてすべての議案が可決されましたことに対しまして感謝を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもちまして平成30年第2回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

午後3時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員